

件ヲ授業料ノ増加及演奏會收入ノ増加ニ因ルモノニシテ後者ハ俸給並ニ備外國人諸給ノ増加ニ因ル

大正十五年  
昭和元年  
東京音楽學校年報丁號表

一、經費表

種別	入						種別	金額		
	臨時部	常部							政府支出金受入	
		計	計	入	收	諸				
合計	臨時政府支出金受入	計	計	入	收	諸	金額			
一六二、二四六	一六二	一六二、〇八四	三八、九一六	七、五二三	二一〇	二、九一三	三、二一五	一、九六〇	七九五	一一三、一六八
種別	出						種別	金額		
	臨時部	常部							俸給	
		計	計	出	出	出				
合計	退職特別賜金	計	計	出 <td>出 <td>出</td> <td>金額</td> </td>	出 <td>出</td> <td>金額</td>	出	金額			
一五三、二二二	一六二						六、六〇五	七〇、三一六	二一、〇四〇	一五二、九六一

二、資金表

種別	金資持維				種別	金額
	現	有價證券	土地	建物		
合計	六、九七三	六二、三六四	三八五、七六五	一一五、五〇九	合計	五七〇、六一一
金額	六、九七三	六二、三六四	三八五、七六五	一一五、五〇九	金額	五七〇、六一一

三、備品價格表

種別	價格	種別	價格
圖書	三四、〇九〇圓	文具	三七圓
機械	一六三、七九七	器具	三四、六三九
標本	—	總計	二二二、五六三

(三) 昭和二年度〜十年度

昭和二年〜三年

「二月 本年ノ乙種師範科生徒募集ヲ中止ス」(東京音楽學校一覽 自昭和四年至昭和五年「一五頁」という記載がある。  
『昭和二年度東京音楽學校年報』には次のように記されている。

規程

乙種師範科ハ甲種師範科及本科三學年生徒ノ實地授業ヲ行ハシムル爲ニ設置シタルモノナルモ近來乙種師範科生徒ノ學力大ニ進歩シ敎生ヲシテ授業ヲ擔任セシムルノ不適當ナルヲ認メタルニ依リ本年度ハ乙種師範科生徒ノ募集ヲ中止シ甲種師範科生徒ヲ増募シタリ  
(和文タイプ)

これに続く「設備」「職員」「生徒」の項を掲げる。

## 設備

本校ノ校舍ハ明治二十三年ノ木造建築ニシテ規模甚タ狭小ナリ其後ニ至リ教室及練習室ノ増築アリシモ猶狹隘ニシテ授業上ノ不便尠カラサルノミナラス學術技藝ノ進歩ヲ妨クルコト僅少ニアラサルナリ奏樂堂ノ構造ハ現代的ニアラスシテ設計宜シカラス設備モ亦不完全ニシテ演壇ハ數回次々補足シテ當座間ニ合セノ工事ヲ施シ來リタルモ最早此上擴張ノ餘地ナシ演壇ハ甚タ狭クシテ多人數ノ合唱及管絃樂合奏ヲ行ヒ難ク又聽衆ノ座席ハ少數ニシテ參聽希望者ニ満足ヲ與ヘ難ク殊ニ校舍全體ニ亘リ破損腐朽ノ箇所ヲ生シ危險ノ虞アルニヨリ速ニ改築ニ着手ヲ要ス建築設計ハ時代ニ適應セル規模擴大耐震耐火堅牢ニシテ設備ノ充實ヲ要ス

分教場ノ校舍ハ震災後一時的應急建築ニシテ不便ナレハ多數生徒ヲ收容シ難キニ依リ次年度ニ於テハ本建築ヲナシ設備ノ充實ヲ要ス寄宿舎ハ室數大小合セテ二十室アリ八疊一室ニ四人詰ノ割合ニテ配當シ僅々九十人内外ヲ收容シ得ルニ過キスシテ狹隘ナレハ速ニ改築改善スルヲ要ス現在ノ寄宿生ハ女子ノミナルガ男生徒モ寄宿セシムルノ必要アルニ付本校敷地外ニ新築アリタシ

## 職員

本校職員ハ校長一人教授十三人助教十人書記六人ノ定員ナレハ教員不足ニシテ所定ノ學科目ヲ適當ニ擔任セシムルコトハ不可能ナリ因テ國語、外國語、音樂教授法ノ如キ學科目ハ講師ニ分擔セシメ聲樂、器樂ノ授業ニハ教務囑託ノ名義ニテ教官ノ補助ニ當ラシメ居ル現狀ナリ選科生徒ノ授業ハ分教場ニ於テ行フカ故ニ教官及事務員共不足ナレハ定員ノ増加ヲ要ス

## 生徒

生徒ノ操行ハ概シテ良好ナルモ二、三人ニ對シテハ稍不良ノ疑アルヲ遺憾トス學力ハ年々上進ノ傾向アリ然レトモ拔群ノ者ナシ品行善良學力優秀ナル生徒ハ本科ニ六人甲種師範科ニ二人アリ學年末卒業ノ際證書授與ノ式場ニ於テ右八人ニ對シ指定寄附ノ獎學賞品ヲ授與シタリ本年度ニ於テ病氣ノ爲退學シタル者四人アルモ死亡者ナシ

學年始メニ於テ豫科及甲種師範科生徒ヲ募集シ選抜試験ヲ行ヒ入學セシメ研究科聽講科能樂囀子科入學志望者ハ入學試験ヲ行ハス既修ノ學業成績ニ就キ檢定ノ上入學セシム選科生徒ハ每學期ノ始メ入學志望者ノ學力學修ニ堪ヘ進歩ノ見込アルヤ否ヲ檢定シテ入學セシメタリ

### 昭和三年〜四年

当年度については『東京音楽學校一覽』散逸のため、次年度『一覽』ならびに『年報』にある文部省提出文書をもつてこれを補うこととする。

昭和三年一月「乙種師範科生徒募集方當分中止ス」(前掲書「自昭和四年至昭和五年」一五頁)とある。卒業生の頁を見ると、乙種師範科は昭和二年三月に十六名の卒業生を送り出したのを最後に(同書一四六頁)、昭和二年以降の入学生はいない。しかし乙種師範科についての規程はそれ以後も『東京音楽學校一覽』の師範科の項から削除されることはなく、同書が最後に発行された「自昭和十六年至昭和十七年」まで引き続き記載されている。

『昭和三年度東京音楽學校學事年報』より「概要」「規程」の項を掲載する。

昭和三年度東京音楽學校年報取調條項

甲款

概要

本年度ニ於ケル生徒卒業證書授與式ハ三月二十五日之ヲ舉行セリ  
本年度ニ於テ行ハセラレタル御大禮奉祝ノ微衷ヲ表スル爲大禮奉  
祝合唱歌外四種ノ歌詞竝曲譜ヲ謹製シテ獻上ヲ出願シタルニ之ヲ採  
納アラセラレタルノミナラス十二月十二日ニハ皇后陛下本校ニ行啓  
アラセラレテ右奉祝歌曲ノ演奏ヲ聞召サル、ノ光榮ニ浴シタリ  
從來本校ニ於テハ毎年春秋二季ニ音樂演奏會ヲ開催セシカ本年度  
ニ於テモ六月九日、十日ノ兩日春季演奏會ヲ開キ且十二月二十二  
日、二十三日ノ兩日特ニ大禮奉祝演奏會ヲ開催シテ前記奉祝歌曲ノ  
演奏ヲ行ヒタリ

規程

本校學則中第五條及第六條ニ改正ヲ加ヘテ本科卒業後中等學校教  
員ノ無試験檢定ヲ得ントスル者ノ爲ニ特ニ履修セシムヘキ學科課程  
ヲ設ケ且之ニ伴ヒテ本科ノ學科目ノ毎週教授時數ヲ變更シ隨意科タ  
ル學科目中ヨリ教育學及音樂教授法ヲ削リテ佛語及伊語ヲ加ヘタリ  
又第十六條、第十八條及第二十條ヲ改正シテ豫科生徒中本科聲學部  
志望若ハ器樂部志望ノ別ニ依リテ一部ノ學科目及毎週教授時數ヲ各  
別ニ定メ且研究科ノ學科目ノ一部ヲ變更シ以テ專ラ實情ニ適應セシ  
メンコトヲ期セリ

校内規程トシテ本年新ニ教授會規程、評議員會規程、擔任教官規  
程、生徒心得大綱、生徒心得細則及生徒總代規程ヲ設定シ又事務分

課規程ヲ改正シテ校紀ヲ振肅シ校務ヲ刷新センコトニ意ヲ用ヒタリ

(手書き)

昭和三年には他に次のような改正が行われている。

四月 選科規程ヲ改正シ入學檢定料ヲ徴シ入學後試験度數ヲ増シ  
且授業料ヲ増額ス

五月 文部省令第八號ヲ以テ本校規程ヲ改正セラレタルニ依リ學  
則中本科一學年唱歌ノ教授時數ヲ減シ聲樂部ノピアノヲ削  
リ更ニ卒業後教員志望ノ者ニハ教育學、音樂教授法及ピア  
ノ専修者以外ノ者ニピアノノ課スルコトトシ豫科ノ教授時  
數ヲ變更シ研究科聲樂部作曲部ノピアノ、器樂部ノ合奏ヲ  
削リ選科規程中入學料ヲ檢定料トシ試験規定ヲ改正ス

(「東京音楽學校一覽 自昭和四年至昭和五年」一五―一六頁)

五月に行われた改正について、以下、四月二日付で学校長から文部大  
臣宛に提出された学則改正案、および文部省令第八号の書類を掲げてお  
く。

選科規程については三で扱う。

音庶第二四號

本校學則中授業時數其他ニ就キ別記ノ通改正致度ニ付御許可ヲ願ヒ  
マス

昭和三年四月二日



生徒ニシテ卒業後中等學校教員免許狀ヲ得ントスル者ノ別ニ修ムヘキ學科目ヲ明示シ又本科ニ於テ佛語及ヒ伊語ヲ修ムルノ途ヲ開カントス

第二十六條第三項ニ不備ノ點アルニ付之ヲ改正シ又兵役ニ服スル爲メ休學スル者ハ其間授業料ヲ免除セントス

(和文タイプ)

東京音樂學校規程

- 第一條 東京音樂學校ノ學科ヲ別チテ本科及師範科トス
- 第二條 本科ノ修業年限ハ三箇年及至五箇年トス
- 第三條 本科ハ之ヲ聲樂部及器樂部ニ別ツ其ノ學科目及毎週教授時數左ノ如シ

學科目	聲樂部			器樂部		
	第一學年	第二學年	第三學年	第一學年	第二學年	第三學年
修身	一	一	一	一	一	一
唱歌	七	七	七	四	四	四
器樂	一	一	一	二	二	二
器樂合奏	一	一	一	二	二	二
音樂理論	二	二	二	二	二	二
音樂史	二	二	一	二	二	一
國語	三	三	三	三	三	三
外國語	三	三	三	三	三	三

體操	計
二	二〇
二	二〇
二	一八
二	二一
二	二一
二	一九

隨意科目トシテピアノ、オルガン、ヴァイオリン、セロ、ヴィオラ、ダブルベース、フリユート、オーボエ、クラリネット、バツスーン、ホーン、トロンボーン、トランペット、美學、音響論、佛語、伊語ヲ授クルコトヲ得

第四條 本科ニ入學スルコトヲ得ル者ハ豫科卒業者若ハ、試験ニ依リテ之ト同等以上ノ學力ヲ有スト認メタル者ニ限ル

第五條 師範科ヲ別チテ甲種師範科及乙種師範科トス

第六條 師範科ノ修業年限ハ甲種師範科ニ在リテハ三箇年、乙種師範科ニ在リテハ一箇年トス

第七條 師範科ノ學科目及毎週教授時數左ノ如シ

學科目	甲種師範科			乙種師範科
	第一學年	第二學年	第三學年	
修身	一	一	一	一
唱歌	六	六	六	十
器樂	三	二	二	三
音樂通論	二	一	一	二
和聲論	一	二	二	一
音樂史	二	二	一	一
教育學	二	二	一	一

音樂教授法	1	1	2	1
國語	3	3	3	3
英語	3	3	3	1
體操及遊戲	2	2	2	2
計	24	23	21	22

甲種師範科生徒ニハ隨意科目トシテオルガン、ヴァイオリン、  
美學及音響論ヲ授クルコトヲ得

第八條 師範科ニ入學スルコトヲ得ル者ハ一般專門學校ノ入學資格  
ヲ有スル者ニ就キ試験ノ上學校長之ヲ定ム

第九條 東京音樂學校ニ豫科ヲ置ク

豫科ノ修業年限ハ一箇年トス  
豫科ノ學科目及每週教授時數左ノ如シ

修身	1	1	1
唱歌	6	4	4
ピアノ	2	2	1
器樂オルガン、ヴァイオリン又ハセロ			2
音樂理論	2	2	2
國語	3	3	3
外國語	3	3	3

計	191	171	181
---	-----	-----	-----

第十條 豫科ニ入學スルコトヲ得ル者ハ中學校第四學年、高等女學校第四學年ヲ修了シタル者又ハ之ト同等以上ノ學力アル者ニ就キ試験ノ上學校長之ヲ定ム但シ前記ノ資格ヲ有セザル者ト雖特ニ音樂ノ才能アリト認ムル者ハ試験ノ上之ヲ入學セシムルコトヲ得

第十一條 學校長ハ臨時必要ト認メタル場合ニ於テハ前記各學科ノ每週教授時數ヲ増減シ若ハ科外教授ヲ爲スコトヲ得

第十二條 東京音樂學校ニ研究科、選科及聽講科ヲ設クルコトヲ得  
第十三條 研究科ヲ別チテ聲樂部、器樂部及作曲部トス

研究科ノ修業年限ハ作曲部ニ在リテハ三箇年以内其ノ他ニ在リテハ二箇年以内トス

第十四條 研究科ノ學科目左ノ如シ

聲樂部 唱歌  
器樂部 器樂、ピアノ、オルガン、ヴァイオリン又ハセロ  
作曲部 音響理論

隨意科目トシテ管絃樂用樂器、總譜視奏法、外國語、國文學、外國文學、美學及音響論ヲ授クルコトヲ得

第十五條 研究科ノ各學科目ノ每週教授時數ハ文部大臣ノ許可ヲ得テ學校長之ヲ定ム

第十六條 研究科ニ入學スルコトヲ得ル者ハ本科卒業者ニ限ル  
本科卒業者ニアラスシテ試験ニ依リ之ト同等以上ノ資格アリト認メタル者ニハ研究科ニ屬スル學科目ノ學習ヲ許可スルコトヲ

得

第十七條 選科ノ修業年限、學科目及毎週教授時數ハ文部大臣ノ許可ヲ得テ學校長之ヲ定ム

選科ニ入學スルコトヲ得ル者ハ當該學科目ヲ學習スルニ堪フト認メタル者ニ限ル

第十八條 聽講科ニ關スル規程ハ文部大臣ノ許可ヲ得テ學校長之ヲ定ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正十四年文部省令第三十八號附則

本令施行ノ際現ニ在學スル生徒ニ關シテハ從前ノ規定ニ依ルコトヲ得

東音專六號 裁決定5月18日 發送5月18日

昭和三年四月十二日起案

東京音樂學校規程中改正ノ件

案

文部省令第八號

東京音樂學校規程中左ノ通改正ス

昭和三年五月二十四日

文部大臣

第三條中左ノ如ク改ム

表中唱歌ノ欄

「八七七五四四」ヲ「七七七四四四」ニ、器樂ノ欄「二二

一」ヲ「一一一」ニ、計ノ欄「三三三三三三三三」ヲ「三三三三三三三三」ニ改メ第二項トシテ左ノ項ヲ加ヘ

「卒業ノ後師範學校中學校高等女學校教員無試験檢定ヲ得ント欲ス

ル者ハ前表ノ學科目ノ外左ノ學科目ヲ修了スルコトヲ要ス

學科目	聲樂部			器樂部		
	第一學年	第二學年	第三學年	第一學年	第二學年	第三學年
ピアノ	二	二	二	一	一	一
ピアノヲ專修スル者	一	二	一	一	一	一
オルガン、ヴァイオリン又ハセロヲ專修スル者	一	二	一	一	二	一
音樂教授法	一	二	二	一	一	二

隨意科目ノ項中

「教育學及音樂教授法」ヲ「佛語、伊語」ニ改ム

第九條中ノ表ヲ左ノ如ク改ム

學科目	修身部			志望聲樂者部			志望器樂者部			志望器樂部		
	第一學年	第二學年	第三學年	第一學年	第二學年	第三學年	第一學年	第二學年	第三學年	第一學年	第二學年	第三學年
唱歌	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
ピアノ	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
オルガン、ヴァイオリン又ハセロ	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
音樂理論	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
國語	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

外國語	三	三	三
體操	二	二	二
計	一九	一七	一八

第十四條中

聲樂部ノ行「ピアノ」器樂部ノ行「器樂合奏」作曲部ノ行「ピアノ」ヲ削ル

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

案二

東京音樂學校

昭和三年四月二日音庶第二四號申請學則中改正ノ件許可ス

年月日

文部大臣

(手書き) (以上「東京音樂學校規則 第二册」)

昭和四年〜五年

『學事年報』より「概況」「規程」「設備」「生徒」の項を記す。

昭和四年度東京音樂學校年報取調條項

甲款

概況

本年度ニ於ケル生徒卒業證書授與式ハ三月二十二日之ヲ舉行セリ

其ノ他年度内ニ於テ實施セル主要ナル事項左ノ如シ

毎年春秋兩季ニ於テ開催シ來レル音樂演奏會ハ本年度ニ於テハ六月八日及九日ノ兩日春季演奏會ヲ開キ秋季演奏會ハ本校創立五十年記念音樂演奏會ニ兼テ十一月三十日之ヲ開催セリ而シテ從來本校ノ音樂演奏會ハ本校内奏樂堂ニ於テ開クヲ例トセシモ設備狭小ナルカ爲多數ノ來聽ニ便ナラス且演奏上ノ不便極メテ多キヲ以テ新規施設トシテ七月一日日本青年館ニ於テ第二次春季演奏會を開キ又前記創立五十周年記念演奏會ハ日比谷公會堂ニ於テ之ヲ開催シ音樂ノ普及向上ニツキ豫期以上ノ成功ヲ收メタリ

前年度ニ於テ竣成セル本校分教場ノ落成披露式ヲ七月六日同分教場ニ於テ舉行シ併セテ選科生徒ノ音樂演奏會ヲ開催セリ

本校ハ明治十二年十月其ノ前身タル音樂取調掛ヲ文部省内ニ設置セラレテ以來本年ヲ以テ滿五十年ニ達シタルヲ以テ之ヲ記念シ且祝賀スル爲十一月二十八日其ノ記念式ヲ舉行シ尙本校卒業生ノ團體タル同聲會ト協同シテ左記各種ノ事業ヲ施行シタルニ何レモ盛況ヲ極メタリ

- 一、祝賀會ノ開催
  - 二、創立五十周年記念誌ノ編纂并配布
  - 三、記念音樂演奏會ノ開催 (貳回)
  - 四、音樂教育研究大會ノ開催 (參日間)
  - 五、記念音樂展覽會ノ開催 (參日間)
  - 六、初代校長ノ胸像建設 (次年度ニ於テ完成スヘキ豫定)
  - 七、獎學資金ノ募集 (豫定額壹萬圓)
- 從來本校管絃樂部ニツキテハ確定セル組織ナカリシヲ以テ本年新



二管絃樂部規程ヲ設定シテ其ノ組織任務等ヲ明示シ一月中夫々部員ヲ命シタリ

三月十九日御來朝中ノ丁抹國皇太子殿下本校ニ御來校ニツキ職員生徒等ノ音樂演奏會ヲ開キテ台覽ニ供シタリ

#### 規程

本校選科規程中學科目ニ新ニ長唄ヲ加ヘ本年度ヨリ生徒ヲ入學セシメタリ

本校學則中甲種師範科第一學年器樂ノ教授時數ヲ減シ又隨意科目ニ獨語ヲ加フルコトニ改メタリ

又概況中ニ記載シタルカ如ク新ニ管絃樂部規程ヲ設定シ尙職員ノ服務ヲ規正スル爲職員服務規程ヲ公文書ノ處理ヲ確實迅速ナラシムル爲文書整理規程ヲ新ニ定メテ之ヲ實施セリ

#### 設備

本校校舍ノ主要部ハ木造ニシテ明治二十三年ノ建築ニカカリ規模甚タ狹小ナリ其後教室及ヒ練習室等ノ増築行ハレタリト雖猶狹隘ニシテ教育上ノ不便尠カラス爲ニ大ニ生徒學業ノ進歩ヲ妨ケ且多數ノ生徒ヲ收容スルコトヲ得サルノ現狀ニ在リ又奏樂堂ノ如キモ現代ニ適應セサル構造ニシテ設備不完全演壇ハ數次補足シテ現在ノモノト爲セルモ壇上狹クシテ多人數ノ合唱及管絃樂ノ合奏ヲ行ヒ難ク且聽衆ノ座席少數ニシテ屢々參聽希望者ノ入場ヲ拒絕スルノ已ムヲ得サル場合多シ殊ニ現在校舍ハ建築後始ント四十年ヲ經過セルヲ以テ内外共ニ腐朽破損ノ箇所續出シ危險ノ虞ナキニアラサルヲ以テ速ニ改築ニ着手シ其ノ設計モ時勢ニ鑑ミテ規模擴大耐震耐火堅牢ニシテ設備充實セルモノタルヲ要ス

分教場ノ校舍ハ前年度ニ於テ竣成シ面目ヲ一新セルモ時代ノ要求ハ成ルヘク多數ノ生徒ヲ入學セシムヘキ必要アリ之カ爲ニハ差向キ邦樂ノ教室ヲ増築シテ設備ノ緩和ヲ圖ルヘキノ要アルヲ認ム

寄宿舎ハ二疊ニツキ一人ノ割合ヲ以テ漸ク八十人内外ヲ收容スルニ過キス狹隘且設備不充充分ニシテ其ノ位置通風採光等衛生上考慮ヲ要スヘキモノアルヲ以テ速ニ擴張改善ヲ行フノ要アリ又現在ハ女生徒ノミノ寄宿舎ヲ設置スルモ男生徒ノ爲ニモ之ヲ新設スヘキ必要アルヲ認ム

#### 生徒

學年始ニ於テ豫科、甲種師範科ノ生徒ヲ募集シ試験ニ依リテ選抜入學セシメ研究科聽講科入學志願者ニ對シテハ入學試験ヲ行フコトナク既修ノ學業成績ニ就キ檢定ノ上入學セシメタリ又選科生徒ハ每學期ノ始入學志願者ノ學力學習ニ堪ヘ進歩ノ見込アルヤ否ヤヲ檢定シテ之ヲ入學セシメタリ

生徒ノ訓育ニハ前年來特ニ留意スル所アリタルヲ以テ缺課缺席ノ數著シク減少シ操行一般ニ良好ニ向ヘルコトヲ認ムルニ至レリ但不謹慎ノ廉ニ依リ短期ノ停學ヲ命シタル者三名ヲ出シタルヲ遺憾トス學力亦漸次上進シツツアルモ未タ特ニ記載スヘキ程度ニ達セス

(手書き)

前掲の「概況」および「規程」で言及されている「管絃樂部規程」は十二月に制定されたため、四年十一月二十五日印刷の『東京音樂學校一覽 自昭和四年至昭和五年』には掲載されていない。したがってこれについては二の「昭和五年(六年)」で扱う。

次に、六月一日の學則改正に関する書類を掲げる。

音庶第三三號

昭和四年五月二十七日

東京音樂學校校長乘杉嘉壽印

文部大臣勝田主計殿

本校學則中甲種師範科教授時數其ノ他ニ就キ別案ノ通改正致度ニ付御許可相願候也

學則改正案

第十條ノ表中甲種師範科第一學年ノ教授時數器樂「三」ヲ「二」ニ

計「二四」ヲ「二三」ニ改ム

第三十六條第一項ヲ左ノ如ク改ム

左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ之ヲ除籍ス

一、無届缺席三十日ヲ超ユル者

二、屢遅刻缺席シ出席常ナラサルモノ

三、本科又ハ甲種師範科ニ於テ引續キ二回同一學年ニ止マル者及

乙種師範科又ハ豫科ヲ一箇年ニシテ卒業セサル者但シ兵役ノ爲

同一學年ニ止マル者ヲ除ク

四、前各號ニ掲ケタル者ノ外成業ノ見込ナキ者

五、授業料ノ滞納十五日ニ及フ者

附 則

本學則改正ハ昭和四年六月一日ヨリ施行ス

(改正ノ理由)

一、第十條ノ改正ハ入學生徒ノ技術近來著シク進歩シタル爲第一學年ニ限り特ニ教授時數ヲ多カラシムル必要ナキニ至リタルニ由ル

二、第三十六條第一項ノ改正ハ新ニ第三號トシテ成業ノ見込ナキ爲除籍スヘキ者ヲ明示スル規定ヲ加フルノ必要ヲ認メ隨テ以下各號ニモ改正ヲ要スルニ由ル (和文タイプ)

參照

現行學則第三十六條寫

第三十六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ之ヲ除籍ス

一、無届缺席三十日ヲ超ユル者

二、屢遅刻缺席シ出席常ナラサル者

三、成業ノ見込ナキ者

四、授業料ノ滞納十五日ニ及フ者

前項ニ掲ケタル場合ノ外臨機除籍ノ處置ヲナスコトアルヘシ

年 月 日

文 部 大 臣

備考 本件ハ

一、授業時數ノ改正

二、成業ノ見込ナキ者ニ付具體的ニ明示ヲ目的トスルモノナリ

東音專八號 裁決定5月31日 發送5月31日

昭和四年五月二十八日起案

指令案

東京音樂學校

昭和四年五月二十七日付音庶第三三號申請學則中改正ノ件許可ス

(手書き) (東京音樂學校規則 第二册)

以下、『東京音楽学校一覽 自昭和四年至昭和五年』より前年度分を含めた改正部分を掲げる。

第二章 本科

第五條 本科ノ各學科目ノ毎學年配當並毎週教授時數左ノ如シ

學科目	聲樂部			器樂部		
	第一學年	第二學年	第三學年	第一學年	第二學年	第三學年
修身	一	一	一	一	一	一
唱歌	七	七	七	四	四	四
器樂	一	一	一	二	二	二
器樂合奏	一	一	一	二	二	二
音樂理論	二	二	二	二	二	二
音樂史	二	二	一	二	二	一
國語	三	三	三	三	三	三
外國語	三	三	三	三	三	三
體操	二	二	二	二	二	二
計	二〇	二〇	一八	二二	二二	一九

卒業ノ後師範學校、中學校、高等女學校教員無試験檢定ヲ得ント欲スル者ハ前表ノ學科目ノ外左ノ學科目ヲ修了スルコトヲ要ス

學科目	聲樂部			器樂部		
	第一學年	第二學年	第三學年	第一學年	第二學年	第三學年
ピアノ	二	二	一	一	一	一
教育學	二	二	一	二	二	一
音樂	一	一	二	一	一	二
教授法	一	一	二	一	一	二

第六條 第三條ノ學科目ノ外隨意科トシテ左ノ學科目ヲ課スルコトアルヘシ  
ピアノ、オルガン、ヴァイオリン、セロ、ヴィオラ、ダブルベース、フリユート、オーボエ、クラリネット、バスーン、ホーン、トロンボーン、トランペット、美學、音樂論、佛語、伊語

第三章 師範科

第十條 甲種師範科、乙種師範科ノ各學科目ノ毎學年配當並毎週教授時數左ノ如シ

學科目	甲種師範科			乙種師範科
	第一學年	第二學年	第三學年	
修身	一	一	一	一
唱歌	六	六	六	一〇
器樂	二	二	二	三
音樂通論	二	一	一	二

和聲論	1	2	2	2	2	2	2	2	2
音樂史	2	2	2	2	2	2	2	2	2
教育學	2	2	2	2	2	2	2	2	2
音樂教授法	1	2	2	2	2	2	2	2	2
國語	3	3	3	3	3	3	3	3	3
英語	3	3	3	3	3	3	3	3	3
體操及遊戲	2	2	2	2	2	2	2	2	2
計	13	13	13	13	13	13	13	13	13

甲種師範科生徒ニシテ國語科教員志望ノ者ニハ別ニ國語及漢文ニ  
週五時間ヲ課ス

第四章 豫科

第十六條 豫科ノ各學科目ノ每週教授時數左ノ如シ

學科目	部	志望者	希望者	希望者	希望者
修身	1	1	1	1	1
唱歌	6	4	4	4	
ピアノ	2	2	2	2	
オルガン、ヴァイオリン又ハセロ	1	1	1	1	
音樂理論	2	2	2	2	
國語	3	3	3	3	
外國語	3	3	3	3	

體操	2	2	2
計	19	17	18

第五章 研究科

第十八條 研究科ヲ分チテ聲樂部、器樂部及作曲部トス其ノ學科目左ノ如シ

- 聲樂部 唱 歌
- 器樂部 器 樂 ピアノ、オルガン、ヴァイオリン又ハセロ
- 作曲部 音樂理論

第二十條 第十八條ノ學科目ノ外隨意科トシテ左ノ學科目ヲ課スルコトアルヘシ

管絃樂用器樂、總譜視奏法、外國語英語、獨語、佛語又ハ伊語、國文學、外國文學、美學、音響論、ピアノ

第七章 入學

第二十六條 入學志願者ハ左ノ書類ニ檢定料金五圓ヲ添ヘ差出スヘシ

- 一 入學願書
- 一 履歷書
- 一 卒業證明書又ハ修了證明書
- 一 薦學書 (甲種師範科ニ限ル)
- 一 戶籍謄本

本科卒業者ニシテ研究科ニ入學セント欲スル者ハ入學願書ノ外前項ノ書類ヲ差出スニ及ハス又檢定料ヲ納付スルニ及ハス  
第十七條第三項ニ依リ入學ヲ志願スル者ハ別ニ檢定料金五圓ヲ納

付スヘシ

既納ノ檢定料ハ如何ナル場合ニモ之ヲ返付セス

第九章 缺席、休學、退學、除籍

第三十六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ之ヲ除籍ス

一 無届缺席三十日ヲ超ユル者

二 屢遅刻、缺席シ出席常ナラサル者

三 本科又ハ師範科ニ於テ引續キ二回同一學年ニ止マル者及乙種

師範科又ハ豫科ヲ一箇年ニシテ卒業セサル者但シ兵役ノ爲同一

學年ニ止マル者ヲ除ク

四 前各號ニ掲ケタル者ノ外成業ノ見込ナキ者

五 授業料ノ滞納十五日ニ及フ者

前項ニ掲ケタル場合ノ外臨機除籍ノ處置ヲナスコトアルヘシ

第十一章 授業料

第四十三條 授業料ハ年額左ノ如シ

本科 金八拾圓

豫科 金八拾圓

研究科 金五拾圓

第四十五條 授業料ハ左ノ區分ニ依リ納付スルモノトス

本科、豫科 研究科

第一學期 金貳拾五圓 金拾五圓 四月二十一日ヨリ二十五日

マテ

第二學期 金參拾圓 金貳拾圓 九月十六日ヨリ二十日マテ

第三學期 金貳拾五圓 金拾五圓 一月十六日ヨリ二十日マテ

既納ノ授業料ハ如何ナル場合ニモ之ヲ返付セス

兵役ニ服スル爲メ休學ノ許可ヲ得タル者ハ次學期以後休學中ノ授業料ヲ免除ス

附 則

第五條、第六條、第十六條、第十八條、第二十條、第二十六條、第四十五條ノ改正ハ昭和三年五月十八日ヨリ施行ス

第四十三條及第四十五條ノ改正ハ昭和四年四月一日ヨリ施行ス但シ

同年四月十五日以前本科ニ入學シタル者ノ授業料ハ昭和七年三月三十一日迄従前ノ規定ニ依ル

〔追加部分のみ〕

〔東京音楽學校一覽 自昭和四年至昭和五年〕五二―五六頁

同(昭和)五年

一月 文部省令第一號ヲ以テ本校規程中改正セラレタルニ依リ

豫科及本科器樂部ノ器樂ニダブルベース、フリユート其

他ノ管樂器ヲ加ヘ且教授時數ノ一部ヲ改メ四月ヨリ施行ス

二月 學則中春季休業、保證人及授業料ニ關スル制定ヲ改正シ

四月ヨリ施行ス

同 月 選科規程中學期名、春季休業及授業料ニ關スル規定ヲ聽

講生規程中入學資格及授業料ニ關スル規定ヲ、寄宿舎規

則中寄宿料ニ關スル規定ヲ、樂器使用規則中用料ニ關

スル規定ヲ奏樂堂貸付規則中樂器使用料ニ關スル規定ヲ

改正シ又新ニ授業料等徴收細則ヲ制定シテ四月ヨリ施行

ス

三月 聽講生規程中新ニ修了試業ニ關スル規定ヲ加ヘ四月ヨリ  
施行ス  
(東京音樂學校一覽 自昭和五年至昭和六年) 一九二〇頁

これらは昭和五年度の改正事項であるが、改正に関わる五年一月付の  
文書が残されているので、以下掲げておく。

〔音〕庶第四(號)

昭和五年一月十三日

東京音樂學校長 乘杉嘉壽印

文部省専門學務局長 赤間信義殿

本日付音庶第四號ヲ以テ明治四十二年文部省令第十三號東京音樂學  
校規程改正ニ關シ上申致置候處右改正ハ現在ノ職員組織ヲ以テ授業  
上差支無之隨テ此際豫算ニハ關係ナキ豫定ニ有之且又來ル四月ヨリ  
實施ノ必要ヲ認メ居候ニ付テハ學則ノ改正及生徒ノ募集上等ニツキ  
急速ヲ要スル次第ニ有之候條御含ミノ上御處理相願度此段及御依頼  
候也

音庶第三號

明治四十二年文部省令第十三號東京音樂學校規程中別紙ノ通改正ノ  
必要ヲ認メ候ニ付右改正相成度此段上申候也

追テ規程御改正ノ上ハ更ニ學則ヲ改正シ本年四月ヨリ實施致度ニ  
付ナルヘク速急御改正相成様致度添申候也

昭和五年一月十三日

文部大臣 田中隆三殿

東京音樂學校長 乘杉嘉壽印

東京音樂學校規程改正案

第三條第二項ノ學科目及毎週教授時數表中聲樂部ノピアノノ教授時  
數

第一學年	第二學年	第三學年	第一學年	第二學年	第三學年
二	二	〇	二	一	一

ヲ

二、

器樂部ノ欄 「オルガン、ヴァイオリン」ヲ「ピアノ以外ノ器  
又ハセロラ専修スル者」ヲ「ピアノ以外ノ器 樂ヲ専修スル者」ニ改ム

第七條第一項ノ學科目及毎週教授時數表中甲種師範科第一學年ノ器  
樂「三」ヲ「二」「二」「計「二四」ヲ「二三」ニ改ム

同條第二項中「美學及音響論」ヲ「美學、音響論及獨語」ニ改ム

第九條第三項中學科目及毎週教授時數表ヲ左ノ如ク改ム

國語	音樂理論	ピアノ以外ノ 専修器樂	ピアノ	唱歌	修身	學科目 部
三	二	一	二	六	一	本科聲樂部 志望者
三	二	一	二	四	一	本科器樂部 ピアノ志望者
三	二	二	一	四	一	本科器樂部 オルガン、ヴァイオリン 又ハセロラ志望者
三	二	一	二	四	一	本科器樂部 グァン、ベース、フリュ ート、オーボエ、 クラリネット、エ ックスリネット、ホ ーン、トロンボーン、 バトーン、ベッコ トロンボーン、又ハ トロンボーン志望 者

外國語	三	三	三	三
體操	二	二	二	二
計	一九	一七	一八	一八

附則

本令ハ昭和五年四月一日ヨリ施行ス

(規程中改正ヲ要スル理由)

- 一、第三條第二項ニ於テ聲樂部ノピアノノ教授時數ヲ變更セムトスルハ學習上ノ便宜ニ由ル
- 二、同條同項ニ於テ器樂部ノ欄及第九條第三項ニ於テ學科目及每週教授時數ヲ改メムトスルハ從來器樂トシテハピアノ、オルガン、ヴァイオリン又ハセロニ限り専門ニ必修セシムルコトトシダブルベース、フリユート、オーボエ、クラリネット、バスーン、ホーン、トロンボン、トランペットハ本科ニ至リ隨意科目トシテ之ヲ履修スルヲ得シムルニ止メタルモ時勢ノ進歩ニ伴ヒ此等ノ器樂ヲモ専門ニ履修セシムヘキ途ヲ開クノ必要アルヲ認メタルニ由ル
- 三、第七條第一項ニ於テ甲種師範科第一學年ノ器樂ノ教授時數ヲ減少セムトスルハ近時新ニ入學スル者ノ技術大ニ進歩シタル爲第一學年ニ限り特ニ其ノ教授時數ヲ多カラシムルノ必要ナキニ由ル
- 四、同條第二項ニ於テ學科目ニ獨語ヲ加ヘムトスルハ洋樂ノ學修上其ノ必要アルニ由ル

東音專一號 裁決定一月二七日 發送一月二八日

昭和五年一月十七日起案

東京音樂學校規程中改正ノ件

省 令 案

文部省令第 號

東京音樂學校規程中左ノ通り改正ス

年 月 日

文 部 大 臣

第三條第二項ノ表中

聲樂部ノピアノノ教授時數

第一學年	第二學年	第三學年	
二	二	〇	ヲ
			第一學年
			二
			第二學年
			一
			第三學年
			一

第七條中

第一項ノ表中甲種師範科第一學年ノ器樂「三」ヲ「二」ニ、計「二四」ヲ「二三」ニ改メ、

第二項ノ「美學及音響論」ヲ「美學、音響論及獨語」ニ改ム

第九條第三項ノ表ヲ左ノ如ク改ム

學科目	部
志望者	本科聲樂部
志望者	本科器樂部
志望者	本科器樂部 オルガン、ヴァイオリン又ハセロ
志望者	本科器樂部 ダブルベース、フリユート、オーボエ、バスーン、トロンボン、トランペット

計	體操	外國語	國語	音樂理論	ピアノ以外ノ 専修器樂	ピアノ	唱歌	修身
一九	二	三	三	二	一	二	六	一
一七	二	三	三	二	一	二	四	一
一八	二	三	三	二	二	一	四	一
一八	二	三	三	二	一	二	四	一

附則

本令ハ昭和五年四月一日ヨリ施行ス

(備考)

別冊規程参照(朱書セルハ改正ノ箇所ナリ)

音庶第十一號

本月十三日音庶第三號ヲ以テ東京音樂學校規程中一部改正方上申致置候處右御改正ノ上ハ別紙ノ通學則ヲ改正致度候間御許可相成度此段及上申候也

昭和五年一月二十日

東京音樂學校校長乘杉嘉壽印

文部大臣田中隆三殿

學則中改正案

第三條器樂部ノ學科目中「器樂ピアノ、オルガン、ヴァイオリン又ハセロ」ヲ「器樂ピアノ、ヴァイオリン、バスーン、ホルン、トロンボン又ハトランペット」ニ改ム

數	第一學年	第二學年	第三學年
	二	二	一

第五條第二項ノ學科目及毎週教授時數表中聲樂部ノピアノノ教授時數

器樂部ノ欄ノ「オルガン、ヴァイオリン、又ハセロヲ専修スル者」ヲ「ピアノ以外ノ器樂ヲ専修スル者」ニ改ム

第十一條ノ學科目中「音響論」ノ次ニ「獨語」ヲ加フ

第十四條中「器樂ピアノ、オルガン、ヴァイオリン又ハセロ」ヲ「器樂ピアノ、オルガン、セロ、ダブルベース、フリュート、オーボエ、クラリネット、バスーン、ホルン、トロンボン又ハトランペット」ニ改ム

第十六條中各學科目ノ毎週教授時數表ヲ左ノ如ク改ム

外國語	國語	音樂通論	ピアノ以外ノ 専修器樂	ピアノ	唱歌	修身	學科目
三	三	二	一	二	六	一	本科聲樂部 志望者
三	三	二	一	二	四	一	本科器樂部 ピアノ志望者
三	三	二	二	一	四	一	本科器樂部 オルガン又ハセロ志望者
三	三	二	一	二	四	一	本科器樂部 ダブルベース、フリュート、オーボエ、クラリネット、バスーン、ホルン、トロンボン又ハトランペット志望者



體操	二	二	二	二
計	一九	一七	一八	一八

東音專六號 裁決定1月29日 發送1月29日

昭和五年一月二十一日起案

東京音樂學校學則中改正ノ件

指令案

東京音樂學校

昭和五年一月二十日音庶第十一號申請學則中改正ノ件許可ス

年月日

文部大臣

(備考)

東京音樂學校規程改正ニ基キ學則ヲ改正セントス (手書き)

音庶第八號

別紙ノ通り本校學則中改正ノ必要ヲ認メ候ニ付テハ御許可相成度此段及上申候也

昭和五年壹月十五日

東京音樂學校長 乘杉嘉壽印

文部大臣 田中隆三殿

東京音樂學校學則改正案

第二十四條中「四月十五日」ヲ「四月十日」ニ改ム

第三十條中「保證人ノ責ニ堪フル者」ヲ「保證人ノ責ニ堪ヘ東京市

内又ハ其ノ附近ニ居住スル者」ニ改ム

第三十六條第一項第五號ヲ左ノ如ク改ム

五 所定ノ期限内ニ授業料、寄宿料又ハ樂器使用料ヲ納付セサル者

第四十五條 授業料ハ左ノ區分ニ依リ徵收ス其ノ期日ハ細則ヲ以テ之ヲ定ム

區分 本科、豫科 研究科

第一學期 金貳拾五圓 金拾五圓

第二學期 金參拾圓 金貳拾圓

第三學期 金貳拾五圓 金拾五圓

兵役ニ服スル爲休學ノ許可ヲ得タル者ハ次學期以後休學中ノ授業料ヲ免除ス

授業料ハ前項ノ場合ヲ除クノ外休學等ノ事由ヲ以テ之ヲ免除スルコトナシ但シ第三十六條第一項第五號ニ依ル除籍者ハ此ノ限ニ在ラス既納ノ授業料ハ如何ナル場合ニモ返付セス

附則

本學則ノ改正ハ昭和五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

(學則中改正ヲ要スル理由)

一、第二十四條中ノ改正ハ春季休業稍々長キニ失シ新學年ニ於ケル生徒ノ學習氣分ヲ減殺スル虞アルニ由ル

二、第三十條中ノ改正ハ保證人ニシテ遠隔地ニ居住スル者アルトキハ生徒ノ身上ニ關シ機宜ノ處置ヲ爲スニ不便多キニ由ル

三、第三十六條第一項第五號ノ改正ハ寄宿料又ハ樂器使用料ノ徵收狀況ニ照シ改正ノ必要ヲ認ムルニ由ル

四、第四十五條ノ改正ハ授業料ノ徴收期日等ハ細則ヲ以テ別ニ之ヲ定ムルヲ適當ト認メタルニ由ル

音庶第六號

別紙ノ通り本校寄宿舎規則、樂器使用料規則及奏樂堂貸付規則中改正ノ必要有之候ニ付右改正方御許可相成度此段及上申候也

昭和五年壹月十五日

東京音樂學校長 乘 杉 嘉 壽印

文部大臣 田 中 隆 三 殿

寄宿舎規則中改正案

第八條 寄宿料ハ年額金參拾圓トシ左ノ區分ニ依リ徴收ス其ノ期日等ハ細則ヲ以テ別ニ之ヲ定ム

第一學期 金九圓

第二學期 金拾貳圓

第三學期 金九圓

徴收期日後入舎シタル者ノ寄宿料ハ其ノ月分ヨリ月額金參圓ノ割合ヲ以テ徴收ス

前項ノ月額割ハ一箇月未滿ノ場合ト雖之ヲ一箇月トシテ計算ス

既納ノ寄宿料ハ如何ナル場合ニモ之ヲ返付セス

附 則

本規則ノ改正ハ昭和五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

(改正ノ理由)

從來寄宿料ハ毎月之ヲ徴收シタルモ事務ノ繁雜少カラス且其ノ必

要ナキヲ認メタルヲ以テ每學期徴收ノコトニ改メ且從來規定事項ノ不備ヲ補ハムトスルニ由ル

樂器使用規則中改正案

第五條第一項ノ樂器使用料表中ピアノノ欄ノ次ニ左ノ一欄ヲ加へ、  
ヴァイオリンノ欄ノ「甲種」及ヴァイオリン乙種ノ欄ヲ削ル

パイプオルガン	同	四〇〇	五、〇〇	三、〇〇
---------	---	-----	------	------

同條第三項ヲ削リ左ノ二項ヲ加フ

樂器使用料ノ納付期日ハ細則ヲ以テ別ニ之ヲ定ム

既納ノ樂器使用料ハ如何ナル場合ニモ之ヲ返付セス

附 則

本規則ノ改正ハ昭和五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

(改正ノ理由)

從來パイプオルガン使用料ニ關スル規定ナク又ヴァイオリン乙種ノ使用者絶無ナル爲ト使用料ノ納付期日ハ授業料、寄宿料等ト共ニ細則ヲ以テ定ムルヲ便トスルニ由ル

奏樂堂貸付規則中改正案

第三條中樂器使用料ノ部ヲ左ノ如ク改ム

一 樂器使用料 一日五時間以内ニ付

ピアノ 壹 臺 金參拾圓

パイプオルガン 壹 臺 金參拾圓

附 則

本規則ノ改正ハ昭和五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

(改正ノ理由)

ピアノ乙種ニ該當ノモノナク又オルガンノ使用者絶無ナル爲ト新  
ニパイプオルガンノ使用料ヲ定ムル必要アルニ由ル

音庶第九號

別紙ノ通り本校選科規程並聽講生規程改正致度ニ付御許可相成度此  
段及上申候也

昭和五年壹月十五日

東京音樂學校長 乘 杉 嘉 壽 印

文部大臣 田 中 隆 三 殿

選科規程中改正案

第四條中「春學期」ヲ「第一學期」ニ、「四月十六日ヨリ」ヲ「四  
月十一日ヨリ」ニ、「秋學期」ヲ「第二學期」ニ、「冬學期」ヲ  
「第三學期」ニ改ム

第五條中「四月十五日」ヲ「四月十日」ニ改ム

第十八條 授業料ハ一學科目ニ付年額金五拾圓トシ左ノ區分ニ依リ

徴收ス其ノ期日ハ細則ヲ以テ之ヲ定ム

第一學期 金拾五圓

第二學期 金貳拾圓

第三學期 金拾五圓

臨時入學又ハ二學科目併修ヲ許サレタル者ハ直ニ其ノ學期ノ授業  
料ヲ納付スヘシ

授業料徴收期日前退學ヲ許サレタル者及第十九條ニ依リ除籍セラ  
レタル者ハ其ノ學期ノ授業料ヲ徴收セサルコトアルヘシ

既納ノ授業料ハ如何ナル場合ニモ之ヲ返付セス  
第十九條第三號ヲ左ノ如ク改ム

三、所定ノ期限内ニ授業料ヲ納付セサル者

附 則

本規程ノ改正ハ昭和五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

(規程改正ヲ要スル理由)

一、第四條及第五條中ノ改正ハ從來春季休業稍々長キニ失シ生徒ノ  
學修氣分ヲ減殺スル虞アルト普通ノ例ニ依リテ學期名ヲ定ムル  
ノ便ナルニ依ル

二、第十八條及第十九條ノ改正ハ前記後段ノ事由アルト授業料ノ徴  
收期日等ハ細則ヲ以テ別ニ之ヲ定ムルヲ適當ト認メ且従前ノ規  
程事項ニ不備ノ點アリタルニ由ル

聽講生規程中改正案

第四條 授業料ハ本校學則第四十三條及第四十五條中研究科ニ關ス  
ル規定ヲ準用ス

附 則

本規程ノ改正ハ昭和五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

(改正ヲ要スル理由)

一、研究科ニ關スル規定ヲ準用スルヲ便トスルニ由ル尙學則第四十  
五條ハ本月十五日音庶第八號ヲ以テ別途改正方上申中屬ス

(和文タイプ)

昭和五年〜六年

昭和五年一月と二月の学則改正案が四月より施行された。詳細は前年度資料に見るとおりであるが、次に改正結果をまとめておく。

まず本科器楽部の専攻実技と予科の器楽の種類が大幅に増加。

甲種師範科の随意科にドイツ語が加わる。

休業に関する規程のうち、春季休業が従来三月二十六日から四月十五日までとなっていたのが四月十日までに改められた。

他には保証人、除籍、授業料に関する改正があり、附則が大幅に削除されている。

## 第二章 本科

第三條 本科ヲ分チテ聲樂部及器樂部トス其ノ學科目左ノ如シ

聲樂部 修身、唱歌、ピアノ、音樂理論、音樂史、國語、外國

語英語又、  
ハ獨語、體操

器樂部 修身、器樂ピアノ、オルガン、  
ヴァイオリン、セロ、ダブルベ

スーン、ホーン、トロン  
ボン又ハトランベツト

唱歌、器樂合奏、音樂理論、音樂

## 第三章 師範科

第十一條 甲種師範科ニ在リテハ第八條ノ學科目ノ外隨意科トシテ

左ノ學科目ヲ課スルコトアルヘシ

オルガン、ヴァイオリン、美學、音響論、獨語

## 第四章 豫科

第十四條 豫科ノ學科目ハ修身、唱歌、器樂ピアノ、オルガン、  
ヴァイ

ス、フリュート、オーボエ、クラリネット、バツ  
スーン、ホーン、トロンボン又ハトランベツト

音樂理論、國語、外國語  
英語又  
ハ獨語及體操トス

## 第六章 學年、學期、休業

第二十四條 休業ノ日ハ左ノ如シ

春季休業 三月二十六日ヨリ四月十日ニ至ル

## 第八章 誓約、保證人

第三十條 保證人ハ二人トス内一人ハ父母、後見人又ハ尊屬親、他

ノ一人ハ年齢資産共ニ保證人ノ責ニ堪ヘ東京市内又ハ其ノ附近ニ  
居住スル者タルヘシ但シ父母、後見人又ハ尊屬親ナキトキハ相當  
ノ資格アル者ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

## 第九章 缺席、休學、退學、除籍

第三十六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ之ヲ除籍ス

五 所定ノ期限内ニ授業料ヲ納付セサル者

## 第十一章 授業料

第四十五條 授業料ハ左ノ區分ニ依リ徴收ス其ノ期日ハ細則ヲ以テ

之ヲ定ム

區分 本科、豫科 研究科

第一學期 金貳拾五圓 金拾五圓

第二學期 金參拾圓 金貳拾圓

第三學期 金貳拾五圓 金拾五圓

兵役ニ服スル爲休學ノ許可ヲ得タル者ハ次學期以後休學中ノ授業

料ヲ免除ス授業料ハ前項ノ場合ヲ除クノ外休學等ノ事由ヲ以テ之

ヲ免除スルコトナシ但シ第三十六條第一項第五號ニ依ル除籍者ハ

此限りニ在ラス

既納ノ授業料ハ如何ナル場合ニモ之ヲ返付セス

附 則

本學則ハ大正十二年四月一日ヨリ施行ス  
第四十三條及第四十五條ノ改正ハ昭和四年四月一日ヨリ施行ス但シ  
同年四月十五日以前本科ニ入學シタル者ノ授業料ハ昭和七年三月三  
十一日迄從前ノ規定ニ依ル

(「東京音樂學校一覽 自昭和五年至昭和六年」五八〜七五頁)

以下、「昭和五年度東京音樂學校年報」より「概況」「規程」「設備」  
の項を記す。

#### 昭和五年度東京音樂學校年報取調條項

##### 甲 款

##### 概況

本年度ニ於ケル生徒卒業證書授與式ハ三月二十二日之ヲ舉行セリ  
二月五日從來御貸下相成リタル今上天皇、皇后兩陛下ノ御眞影ヲ返  
還シ新夕ニ之ヲ御下賜アラセラル

六月二十一日 皇太后陛下本校ニ行啓アラセラレ職員生徒及本校  
關係者ノ演奏ニ係ル邦樂并洋樂ヲ聽召サルノ光榮ニ浴セリ仍テ當日  
御前ニ於テ演奏セル曲目ヲ披露スル爲例年開催シ來レル春季演奏會  
ニ代ヘ七月二日洋樂演奏會ヲ同日四日邦樂演奏會ヲ日比谷公會堂ニ  
於テ公開セリ而シテ秋季演奏會ハ十一月二十七日ニ又其ノ第貳次演  
奏會ヲ二月七日前記會場ニ於テ夫々開催セリ尙右ノ外六月七日能舞  
臺新設祝賀演能會ヲ十二月七日選科音樂演奏會ヲ本校ニ於テ開催セ  
リ

客年度ニ於テ本校創立五十周年記念事業トシテ卒業生ノ團體タル

同聲會ノ計畫ニ係ル本校初代校長伊澤修二ノ胸像功成リ之ヲ寄附セ  
ルニ依リ七月二十六日其ノ除幕式ヲ舉行シ尙其ノ募集ニ係ル獎學資  
金壹萬圓ノ内六千圓ヲ本年度ニ於テ寄附シタルヲ以テ之ヲ受納セリ  
而シテ殘額四千圓ハ次年度ニ於テ寄附ヲ受クル豫定ナリ

十月三十日教育ニ關スル敕語渙發四十周年記念式ヲ舉行シ尙文部  
省主催ノ同記念式ニ於テ本校生徒ハ國歌及敕語奉答歌ノ奉唱ヲ行ヒ  
タリ

生徒ノ地方出張演奏ヲ兼ヌル修學旅行ヲ十一月茨城縣土浦町水戸  
市及仙臺市ニ、一月京都市及名古屋市ニ催セリ

##### 規程

本校學則中春季休業ヲ短縮シ又保證人及授業料ニ關スル規定ヲ改  
正セリ

選科規程中新ニ學科目ニ能樂ヲ加ヘ又學期名春季休業及授業料ニ  
關スル規定ヲ改正シ且修業年限ノ規定ニ修了後研究ノ爲引續キ在學  
シ得ヘキ規定ヲ追加セリ

聽講生規程中入學資格ニ第四臨時教員養成所卒業及選科修了ヲ加  
ヘ且授業料ニ關スル規定ヲ改メ又新ニ修了試業ニ關スル規定ヲ設ケ  
別ニ修了證書ノ書式ヲ定メタリ

寄宿舎規則中寄宿料ニ關スル規定ヲ樂器使用規則中使用料ニ關ス  
ル規定ヲ奏樂堂貸付規則中樂器使用料ヲ夫々改正シ新ニ授業料等徵  
收細則ヲ認定セリ

管絃樂部規程中新ニ部長ヲ置クコトニ改メ又評議員會規程及事務  
分課規程中改正スル所アリタリ

##### 設備

本校々舎ノ主要部ハ木造ニシテ明治二十三年ノ建築ニカ、リ規模甚タ狭小ナリ其後教室及練習室等ノ増築行ハレタリト雖猶狹隘ニシテ教育上ノ不便尠カラス爲ニ生徒學業ノ進歩ヲ妨ケ且多數ノ生徒ヲ收容スルコトヲ得サルノ現状ニ在リ又奏樂堂ノ如キモ現代ニ適應セサル構造ニシテ設備亦不完全ナリ而シテ演壇ハ數次補足セルモ壇上狹クシテ多人數ノ合唱及管絃樂ノ合奏ヲ行ヒ難ク且聽衆ノ座席少數ニシテ屢々參聽希望者ノ入場ヲ謝絶スルノ已ムヲ得サルモノナリ仍テ本年度ノ如キ多大ノ不便不利アルニモ拘ラス校外ノ公會堂ヲ借用シテ演奏會ヲ開催セルハ全ク前述ノ事情アルニ因ルモノナリ加之現在校舍ハ建築後既ニ四拾年ヲ經過シ内外共ニ腐朽破損ノ箇所續出シ危險ノ處ナキニアラザルヲ以テ速ニ之カ改築ヲ行ヒ其ノ設計モ時勢ノ進運ニ鑑ミ規模宏大耐震耐火堅牢ニシテ諸設備亦充實シタルモノナルヲ要スヘシ

分教場ノ校舍ハ本年度ニ於テ長唄科教室（平屋建、約三十坪）及能樂科教室（二階建、建坪約四拾六坪）ヲ増築シ稍々設備ノ緩和ヲ見ルニ至レリ

寄宿舎ハ二疊ニ付一人ノ割合ヲ以テ漸ク八拾人内外ヲ收容シ得ルニ過キス諸設備極メテ不完全ナルノミナラス位置、通風、採光等衛生上考慮ヲ要スヘキモノアルヲ以テ是亦速ニ改築ノ必要アリ又現在ハ女生徒ノミノ寄宿舎ヲ設置スルモ男生徒ノ爲ニモ之ヲ新設スヘキ要アルヲ認ム

昭和六年〜七年

昭和六年四月、文部省令第十三号をもつて本科に作曲部が加えられ

た。同年三月、学則改正に関する文書が音楽学校から文部省あてに提出されている。

音庶第四五號

明治四十二年四月文部省令第十三號東京音楽學校規程中改正ノ必要相認メ候條御改正相成様致度及上申候也

追テ本改正ハ現在ノ職員組織ヲ以テ實施シ得ベク隨テ經費豫算ニ關係無之ニ付御了知相成度申添候

昭和六年三月十九日

東京音楽學校長 乘杉嘉壽印

文部大臣 田中隆三殿

東京音楽學校規程中改正案

第三條第一項中「聲樂部及器樂部」ヲ「聲樂部、器樂部及作曲部」ニ改メ同項ノ表中器樂部ノ欄ノ下ニ左ノ欄ヲ加フ

作曲部		
第一學年	第二學年	第三學年
一	一	一
四	四	四
二	二	二
二	二	二
三	三	三

二	三	二	四	二
二	三	二	四	二
二	三	二	四	二

同條第二項ノ表中聲樂部ノ欄ノ  
ピアノ  
二  
一  
一  
ニ改メ器樂部ノ欄ノ下ニ左ノ欄ヲ  
加フ

			第一學年	作 曲 部
			第二學年	
			第三學年	
二	一	二	一	

同上第三項中「隨意科目トシテ」ノ次ニ「獨唱」ヲ加フ  
第九條第三項ノ表中本科器樂部ダブルベース、フリュート、オーボ  
エ、クラリネット、バスーン、ホーン、トロンボン又ハトランペ  
ット志望者ノ欄ノ下ニ左ノ欄ヲ加フ

本科作曲部志望者
一

四	二	一	三	三	四	二	一九
---	---	---	---	---	---	---	----

### 第十三條第二項ヲ左ノ如ク改ム

研究科ノ修業年限ハ二箇年以内トス但シ本科聲樂部又ハ器樂部ノ  
卒業者ニシテ作曲部ニ入學シタルモノノ修業年限ハ三箇年以内ト  
ス

#### (改正ヲ要スル理由)

- 一、現在本校本科ニハ聲樂部及器樂部ノミヲ置キ作曲部ヲ設ケサ  
ルモ最近本邦音樂界發達ノ趨勢ニ鑑ミ作曲部ヲモ置キテ作曲  
專攻ノ生徒ヲ養成スベキ必要アルヲ認メタルニ由ル
- 1、第三條第一項、第二項及び第九條第三項中ニ作曲部ノ學  
科目及教授時數ヲ追加スルコト
- 2、第三條第三項ノ隨意科目トシテ獨唱ヲ加ヘ作曲部生徒ニ  
シテ學習上必要アルモノニ之ヲ課スルコト
- 3、第十三條第二項ニ本科作曲部卒業者ニシテ研究科作曲部

二入學シタルモノノ修業年限ヲ定ムルコト

二、本科聲樂部卒業者ニシテ中等學校教員無試験檢定ヲ得ントスルモノ修ムヘキ學科目中ピアノノハ在學中ヲ通シテ履修セシムルヲ適當ト認メタルニ由ル(第三條第二項中ノ改正)

音庶第四四號

本日付音庶第四三號ヲ以テ本校規程中改正ノ件上申致置候處右御改正ノ上ハ本校學則中別紙ノ通り改正致度ニ付御許可相成度上申候也  
追テ本改正ハ現在ノ職員組織ヲ以テ實施シ得ベク隨テ經費豫算ニ關係無之ニ付御了知相成度申添候

昭和六年三月十九日

東京音樂學校長 乘杉嘉壽印

文部大臣 田中隆三殿

東京音樂學校學則中改正案

第三條中「聲樂部及器樂部」ヲ「聲樂部、器樂部及作曲部」ニ改メ器樂部ノ學科目ノ次ニ左ノ作曲部ノ學科目ヲ加フ

作曲部 修身、唱歌、器樂ピアノ、器樂合奏、音樂理論、音樂史、國語、外國語、英語又、體操、  
ハ獨語

第五條第一項ノ表中器樂部ノ欄ノ下ニ左ノ欄ヲ加フ

作曲部		
第一學年	第二學年	第三學年
一	一	一

二	三	二	三	二	三	二	二	四
二	二	四	三	二	三	二	二	四
二	二	四	三	二	三	二	二	四

同條第二項ノ表中聲樂部ノ欄ノピアノ  
二  
一  
一  
ニ改メ器樂部ノ欄ノ下ニ左ノ欄ヲ加フ

作曲部		
第一學年	第二學年	第三學年
一	二	一
一	二	一
二	一	一

第六條ノ學科目中「ピアノ」ノ前ニ「獨唱」ヲ加フ

第十六條表中本科器樂部ダブルベース、フリユート、オーボエ、クラリネット、バスーン、ホーン、トロンボン、又ハトラン



ペット志望者ノ欄ノ下ニ左ノ欄ヲ加フ

本科作曲部志望者	一	四	二	一	三	三	四	二	一九
----------	---	---	---	---	---	---	---	---	----

第十七條第二項ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ本科作曲部志望者ニ就キテハ音樂理論ヲ加フ

第十九條 研究科ノ修業年限ハ二箇年トシ教授時數ハ一學科目ニ付  
 毎週二時間以内トス但シ本科聲樂部又ハ器樂部卒業者ニシテ作曲  
 部ニ入學シタルモノノ修業年限ハ三箇年トス

續いて以下の文書が綴られている。文書は昭和六年三月三十日付で、  
 「裁決定四月二十五日」「四月廿一日發送濟」のゴム印が押されている。

文部省令第一〇號

東京音樂學校規程中左ノ通改正ス

年月日

文部大臣

第三條 本科ハ之ヲ聲樂部、器樂部及作曲部ニ別ツ其ノ學科目及毎  
 週教授時數左ノ如シ

學科目	學年			修身	唱歌	器樂	器樂合奏	音樂理論	音樂史	國語	外國語	體操	計
	第一學年	第二學年	第三學年										
聲樂部	一	一	一	一	七	一	一	二	二	三	三	二	二〇
器樂部	一	一	一	一	七	一	一	二	二	三	三	二	二〇
作曲部	一	一	一	一	七	一	一	二	二	三	三	二	一九
第一學年	一	一	一	一	四	二	二	二	二	三	三	二	二二
第二學年	一	一	一	一	四	二	二	二	二	三	三	二	二二
第三學年	一	一	一	一	四	二	二	二	一	三	三	二	一九
第一學年	一	一	一	一	四	二	二	三	二	四	三	二	二三
第二學年	一	一	一	一	四	二	二	三	二	四	三	二	二三
第三學年	一	一	一	一	四	二	二	三	二	四	三	二	二三

卒業ノ後師範學校中學校高等女學校教員無試験檢定ヲ得ント欲ス  
 ル者ハ前表ノ學科目ノ外左ノ學科目ヲ修了スルコトヲ要ス

學年	學科			器樂部	作曲部
	第一學年	第二學年	第三學年		
聲樂部	二	二	二		
器樂部	一	一	一	ピアノヲ專修スル者	ピアノ以外ノ器ヲ專修スル者
作曲部	一	一	一		
教育學	二	二	二		
音樂教授法	二	二	二		

隨意科目トシテ獨唱、ピアノ、オルガン、ヴァイオリン、セロ、  
 ヴィオラ、ダブルベース、フリュート、オーボエ、クラリネット、  
 バッソン、ホーン、トロンボーン、トランペット、美學、  
 音響論、佛語、伊語ヲ授クルコトヲ得

第九條第三項ノ表ヲ左ノ如ク改ム

計	體操	外國語	國語	音樂理論	専修器樂 ピアノ以外ノ	ピアノ	唱歌	修身	學科目部	
									本科聲樂部 志望者	本科器樂部 志望者
一九	二	三	三	二	一	二	六	一	本科聲樂部 志望者	本科器樂部 志望者
一七	二	三	三	二	一	二	四	一	本科器樂部 志望者	本科器樂部 志望者
一八	二	三	三	二	二	一	四	一	本科器樂部 志望者	本科器樂部 志望者
一八	二	三	三	二	一	二	四	一	本科器樂部 志望者	本科器樂部 志望者
一九	二	四	三	三	一	二	四	一	本科作曲部 志望者	本科作曲部 志望者

第十三條第二項中「研究科ノ修業年限ハ作曲部ニ在リテハ三箇年以内其ノ他ニ在リテハ二箇年以内トス」ヲ「研究科ノ修業年限ハ二箇年以内トス但シ本科聲樂部又ハ器樂部ノ卒業者ニシテ作曲部ニ入學シタルモノノ修業年限ハ三箇年以内トス」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(備考)

別紙規程參照(朱書セルハ改正ノ箇所ナリ)

案ノ二

東京音樂學校

昭和六年三月十九日音庶第四四號申請學則中改正ノ件許可ス

年月日

文部大臣

(備考)

東京音樂學校規程改正ニ基キ學則ヲ改正セントス(別紙學則參照)

(備考)

(自大正十四年三月至昭和二十三年七月 東京音樂學校規程 第二册)

東京音樂學校規程は申請どおり許可された。改正結果は『東京音樂學校一覽 自昭和六年至昭和七年』中の「第四學則」と一致し、作曲部

と関わる条項のすべてが改正された。

まず「第二章 本科」では第三条と第五条にそれぞれ作曲部についての規程が加わる。そのほか第三条中「聲樂部」の学科目から「ピアノ」が削除され、第六条の「隨意科」に「獨唱」が加わる。

「第四章 豫科」でも第十六条の表に「本科作曲部志望者」の欄が加わり、第十七条の入試科目に関する規程中に本科作曲部志望者についての但し書きが加わる。

さらに「第五章 研究科」では作曲部の修業年限に改正が見られ、第十章第三十九條では作曲部の成績評定に関する規程が加わる。

### 第二章 本科

第三條 本科ヲ分チテ聲樂部器樂部及作曲部トス其ノ學科目左ノ如シ

聲樂部 修身、唱歌、音樂理論、音樂史、國語、外國語、英語又ハ獨語、體操

器樂部 (省略)

作曲部 修身、唱歌、器樂ピアノ、器樂合奏、音樂理論、音樂史、國語、外國語、英語又ハ獨語、體操

第五條 本科ノ各學科目ノ毎學年配當並毎週教授時數左ノ如シ

學科目	學年			器樂部			作曲部		
	第一學年	第二學年	第三學年	第一學年	第二學年	第三學年	第一學年	第二學年	第三學年
修身	一	一	一	一	一	一	一	一	一
唱歌	七	七	七	四	四	四	四	四	四
音樂	一	一	一	二	二	二	二	二	二
器樂合奏	一	一	一	二	二	二	二	二	二
音樂理論	二	二	二	二	二	二	三	三	三

計	體操	外國語	國語	音樂史
二〇	二	三	三	二
二〇	二	三	三	二
一八	二	三	三	一
二二	二	三	三	二
二二	二	三	三	二
一九	二	三	三	一
二三	二	四	三	二
二三	二	四	三	二
二三	二	四	三	二

卒業ノ後師範學校、中學校、高等女學校教員無試験檢定ヲ得ント欲スル者ハ前表ノ學科目ノ外左ノ學科目ヲ修了スルコトヲ要ス

學科目	學年			器樂部			作曲部		
	第一學年	第二學年	第三學年	ピアノヲ專修スル者	ピアノ以外ノ器ヲ專修スル者	ピアノ以外ノ器ヲ專修スル者	第一學年	第二學年	第三學年
ピアノ	二	一	一	一	一	一	一	一	一
教育學	二	二	二	二	二	二	二	二	二
音樂教授法	一	一	一	二	二	二	二	二	二

第六條 第三條ノ學科目ノ外隨意科トシテ左ノ學科目ヲ課スルコトアルヘシ

獨唱ピアノ、オルガン、ヴァイオリン、セロ、ヴィオラ、ダブルベース、フリユート、オーボエ、クラリネット、バスーン、ホーン、トロンボーン、トランペット、美學、音樂論、佛語、伊語

### 第四章 豫科

第十六條 豫科ノ各學科目ノ毎週教授時數左ノ如シ

計	體操	外國語	國語	音樂理論	専修器樂 ピアノ以外ノ	ピアノ	唱歌	修身	學科目
									部
一九	二	三	三	二	一	二	六	一	本科聲樂部志望者
一七	二	三	三	二	一	二	四	一	本科器樂部ピアノ志望者
一八	二	三	三	二	二	一	四	一	本科器樂部オルガン、ヴァイオリン又ハセロ志望者
一八	二	三	三	二	一	二	四	一	本科器樂部ダブルベース、フルイット、ウッドボエ、クラリネ、トロンボーン、ホルン、トランペット又ハトランペット志望者
一九	二	四	三	三	一	二	四	一	本科作曲部志望者

第十七條 豫科ニ入學ヲ許可スヘキ者ハ品行善良ニシテ次ノ各號ノ

- 一 該當シ且試験ニ合格シタル者トス但シ女子ハ夫ナキ者ニ限ル
  - 一 中學校第四學年修了者
  - 二 高等女學校第四學年修了者
  - 三 高等學校尋常科修了者
  - 四 高等學校高等科入學試験ニ合格シタル者
  - 五 専門學校入學者檢定規程ニ依リ試験檢定ニ合格シタル者
  - 六 文部大臣ニ於テ専門學校ノ入學ニ關シ中學校又ハ高等女學校卒業者ト同等以上ノ學力アリト指定セラレタル者
- 前項ノ試験ハ左ノ學科目ニ付之ヲ行フ但シ本科作曲部志望者ニ就

キテハ音樂理論ヲ加フ

- 一 唱歌
  - 二 樂典
  - 三 器樂 ピアノ、オルガン、ヴァイオリン又ハセロ
  - 四 國語
  - 五 外國語 英語、獨語又ハ佛語
- 第一項ノ資格ヲ有セサル者ト雖モ特ニ音樂ノ才能アリト認ムル者ハ試験ノ上入學ヲ許可スルコトアルヘシ

### 第五章 研究科

第十八條 研究科ヲ分チテ聲樂部、器樂部及び作曲部トス其ノ學科目左ノ如シ

- 聲樂部 唱歌
- 器樂部 器樂 ピアノ、オルガン、ヴァイオリン又ハセロ
- 作曲部 音樂理論

第十九條 研究科ノ修業年限ハ二箇年トシ教授時數ハ一學科目ニ付毎週二時間以内トス但シ本科聲樂部又ハ器樂部卒業者ニシテ作曲部ニ入學シタルモノノ修業年限ハ三箇年トス

### 第十章 試業、進級、卒業

第三十九條 試業ノ成績ハ點數ヲ以テ評定ス

本科聲樂部ノ唱歌、同器樂部ノ専修器樂、師範科ノ唱歌及器樂、豫科ノ唱歌及器樂、研究科聲樂部ノ唱歌、同器樂部ノ器樂及同作曲部ノ音樂理論ハ二百點ヲ以テ滿點トシ百二十點以上ヲ合格ト

ス其ノ他ノ學科目ハ一百點ヲ以テ滿點トシ五十點以上ヲ合格トス

(「東京音樂學校一覽 自昭和六年至昭和七年」六一〜七四頁)

なお昭和六年四月には男子生徒の制服を改正し、新たに「生徒服制」の項が設けられたが、これについては三で取り上げる。  
以下、参考までに昭和六年度学事年報より「概況」と「規程」の項を載せておく。

### 昭和六年度東京音樂學校年報取調條項

#### 甲 款

#### 概 況

本年度ニ於ケル生徒卒業證書授與式ハ三月二十二日之ヲ舉行セリ  
從來毎年開催シ來レル春季演奏會、秋季演奏會及其他年度内ニ於  
テ開催セル各種演奏會ノ主要ナルモノ左ノ如シ

演奏會名稱	開催月日	會 場
クロイツァー教授獨奏會	四月十九日	本校奏樂堂
ヂェルマルシエクス氏獨奏會	四月廿五日	同
能樂堂新設披露演奏會	五月十日	分教場能樂堂
春季能樂演奏會	五月三十一日	本校奏樂堂
春季演奏會	六月十四日	日比谷公會堂
秋季能樂演奏會	十月五日	本校奏樂堂
邦樂演奏會	十一月十四日	日比谷公會堂
選科校内演奏會	十一月廿一日	本校奏樂堂
秋季演奏會	十一月五日	日比谷公會堂

#### 臨時演奏會

二月廿七日

同

右ノ外本校生徒ノ組織セル學友會主催ニ係ル春季及秋季演奏會各  
一回、土曜演奏會貳回並在支陸海軍及凶作地慰問演奏會一回ヲ年度  
内ニ於テ開催セリ

生徒ノ地方出張演奏ヲ兼ヌル修學旅行ヲ本年度ニ於テハ七月三日  
ヨリ五日間長野市、新潟市及鶴岡市ニ之ヲ催シタリ

昭和四年度ニ於テ本校創立五十周年記念事業トシテ卒業生ノ團體  
タル同聲會ノ募集ニ係ル獎學資金壹萬圓ハ前年度ニ於テ六千圓ヲ寄  
附シタルカ本年度ニ於テ殘額四千圓ヲ追加寄附セリ

校長乘杉嘉壽音樂教育視察ノ爲歐米各國ニ出張ヲ命セラレ八月出  
發十二月歸朝セリ而シテ右不在中教授高野辰之ニ校長事務代理ヲ命  
シタリ

大正十一年度ヨリ本校内ニ設置セラレタル第四臨時教員養成所ハ  
本年度限り之ヲ廢止セラレタリ

#### 規 程

四月廿五日文部省令第十三號ヲ以テ東京音樂學校規程中改正セラ  
レタルニ依リ本校學則中改正ヲ加ヘ本科ニ作曲部ヲ新設シ且之ニ關  
係アル規定ヲ改正セリ

選科規程中選科修了者ニシテ成績優秀ナル者ハ引續キ貳箇年研究  
ノ爲在學シ得ヘキ規定ヲ設ケ又聽講生規程中選科修了者モ入學シ得  
ヘキコトヲ規定セリ

奏樂堂貸付規則ヲ奏樂堂及能樂堂貸付規則ト改メ能樂堂貸付ニ關  
スル規定ヲ追加セリ

尚選科ノ學科目ニ作曲ヲ加ヘ昭和七年度ヨリ實施スルコトニ該規

程中改正ヲ加ヘタリ

〔手書き〕

昭和七年〜八年

当年度においてはこの項に関わる規則改正は行われていない。選科規程、聴講生規程に改正があるが、それらについては三へ送る。参考資料として、『昭和七年度東京音楽学校年報取調條項』より「規程」「設備」「職員」「生徒」を掲載する。

### 規程

聴講生規程中改正ヲ加ヘ第二學期ヨリ授業料ヲ一學科目毎ニ之ヲ徴收スルコトトセリ

又選科規程中改正シ學科目中ニ新ニ管樂科ヲ加ヘ且能樂科ハ從來謠ニ限リタレト新ニ仕舞及囃子ヲモ加フルコトトセリ尙同規程中入學志望者ノ學力檢定ヲ考查ニ改メ入學者檢定料ヲ一學科目毎ニ徴收スルコトトシ疾病其他ノ事故ニ依リ休學ヲ出願シタル者ニ對シテハ當該學年間ニ限リ之ヲ許可シ入學後六學期以内ノ期間ニ於テ第二次試験ニ合格シタル者ハ爾後九學期以内ノ期間ニ於テ修了試験ヲ受クルコトヲ得ヘキ規定ニ改メタリ

尙管絃樂部規程ノ實施上必要ヲ認メ同規程細則ヲ設ケテ委員、事務委員及書記ヲ置クコトトセリ

### 設備

本校校舍ノ主要部ハ木造ニシテ明治二十三年ノ建築ニ係リ規模甚タ狹小ナリ其後教室及練習室ノ増築行ハシタリト雖猶ホ狹隘ニシテ教育上ノ不利不尠少カラス爲ニ生徒ノ學業ノ進歩ヲ妨ケ且多數ノ生徒ヲ收容シ得サルノ現狀ニ在リ又奏樂堂ノ如キ現代ニ適應セサル構

造ニシテ設備亦不完全ナリ而シテ演壇ハ數次補足擴張セルモ猶ホ壇上狹クシテ多人數ノ合唱及管絃樂ノ合奏ヲ行ヒ難ク且聽衆ノ座席少クシテ屢々參聽希望者ノ入場ヲ謝絶スルノ已ムヲ得サルモノアリ仍テ多大ノ不便ト不利ヲ伴フモノアルニ拘ラス最近數年來校外ノ公會堂等ヲ借用シテ演奏會ヲ開催シツツアルノ狀態ナリトス加之現在校舍ハ建築後既ニ四拾幾年ヲ經過セルヲ以テ内外共ニ腐朽破損ノ個所續出シ拾數年來危險ノ虞ヲ抱クコト甚タシカリシカ偶々本年度初ニ於テ精査ノ結果其ノ危惧最モ多キコトヲ發見シ應急策トシテ全校舎ノ大修理ヲ施シタリ然リト雖之レ僅カニ一時ヲ糊塗スルニ過キス今後數年ニシテ再ヒ此ノ吳ヲ生スルコトハ極メテ明カナルノミナラス教育效果ノ増進上ヨリ之ヲ見ルモ速カニ之カ改築ヲ行ヒ其ノ設計モ時勢ノ進運ニ鑑ミ規模宏大耐震耐火堅牢ニシテ諸般ノ設備亦充實セルモノタルヲ必要トス

寄宿舎ノ建築モ亦舊ク構造粗雜設備極メテ不完全ナルノミナラス其ノ位置通風採光等不良衛生上考慮スヘキ點甚タ多キヲ以テ本校舎ト共ニ速ニ改築ノ必要アリ又現在ハ女生徒ノミノ寄宿舎ヲ設置スルモ男生徒ノ爲ニモ之ヲ新設スヘキ要アルヲ認ム

### 職員

本校職員ノ定員ハ昭和七年十二月二十七日勅令第三百九十四號ヲ以テ助教授一人ヲ減セラレタルニ依リ校長一人、教授十七人、生徒主事一人、助教十二人、書記六人、生徒主事補一人、技手一人ナリ然レトモ所定ノ學科目ヲ適當ニ擔任セシムルニハ教官ノ數不足スル爲多數ノ講師ヲ囑託シ又助手ヲ採用シテ其ノ補充ヲ爲スノ已ムヲ得サルモノアリ尙ホ選科生徒ノ教場ハ校外ニ在ルヲ以テ之カ爲ニモ教

官ノ不足ヲ訴フル事情アルノミナラス別ニ事務員ヲモ必要トスルヲ以テ教官及書記ノ定員ヲ増加スヘキ要アルヲ認ム

生徒

學年始ニ於テ豫科及甲種師範科ノ生徒ヲ募集シ試験ニ依リテ選抜入學セシメ研究科及聽講生ノ入學志願者ニ對シテハ試験ヲ行フコトナク既習ノ學業成績ニ就キ檢定ノ上入學ヲ許可セリ又選科生徒ハ每學期ノ始入學志願者ノ學力カ學修ニ堪フルヤ否ヤ且將來進歩ノ見込ノ有無等ヲ考察シテ之ヲ入學セシメタリ

生徒訓員ノ成績ハ一般ニ良好ニシテ學力亦漸次向上シツツアルヲ認ムルモ本年度ノ初メ生徒ノ思想問題研究團體結成ニ關スル事件發覺シ爲ニ退學者七名、停學處分ニ附シタル者六名、譴責處分ニ附シタル者四名ヲ出シタルハ本校嚆矢ノ事件トシテ最モ遺憾トスル所ナリ然レトモ其ノ處置宜シキヲ得テ之ヲ根絶シ爾來生徒ノ態度緊張ヲ見ルニ至リタルハ極メテ慶ヒトスル所ナリ尙ホ年度末ニ於テ品行善良學力優秀ノ廉ヲ以テ賞與セルモノニ本科生徒五名、甲種師範科生徒二名、在學中精勤ノ故ヲ以テ表彰セル者本科生徒一名、甲種師範科生徒四名アリ

(和文タイプ)

### 昭和八年〜九年

— 当年度の『東京音樂學校一覽』は昭和九年二月印刷・発行であるが「沿革略」には次の二項目を掲載するのみである。

五月 學則中改正シ研究科生徒ニハ管絃樂合奏又ハ合唱ヲ課シ又假入學ヲ許可シタル者ヨリ入學料ヲ徴收スルコトトス

同月 聽講生規程中改正シ聽講生ニモ管絃樂合奏又ハ合唱ヲ課スルコトトス

(『東京音樂學校一覽 自昭和九年至昭和十年』二三頁)

したがってここでは次年度同書の「沿革略」により補うこととする。まず、昭和八年度の二項目の前に、次の一行が挿入されている。

四月 本年ヨリ選科能樂選修生トシテ女子ノ入學ヲ許可ス

六月以降は以下のとおり。

六月 本校内ニ上野兒童音樂學園ノ設置ヲ許可ス而シテ同學園ニ於テ本校生徒ノ教育實習ヲ行フコトトス

九月 本校内ニ上野男兒合唱團ノ設置ヲ許可ス

同(昭和)九年

一月 文部省令第一號ヲ以テ東京音樂學校規程中改正セラレタル

ニ依リ學則中改正シ甲種師範科ノ隨意科目ニ管樂ヲ加フ

二月 選科規程中改正シ能樂ノ囃子ヲ太鼓及小鼓ノ二科目ニ、箏曲ヲ箏及三絃ノ二科目ニ分チ且能樂又ハ箏曲中二科目以上併修者ノ檢定料及授業料額ヲ改定ス

(前掲書 二四〜二五頁)

『東京音樂學校一覽 自昭和八年至昭和九年』に掲載された改正箇所は以下のとおりである。

第三章 師範科

第十一條 甲種師範科ニ在リテハ第八條ノ學科目ノ外隨意科トシテ

左ノ學科目ヲ課スルコトアルヘシ

オルガン、ヴァイオリン、管樂、美學、音響論、獨語

〔東京音樂學校一覽 自昭和八年至昭和九年〕三八頁

研究科の規程中、第二十条に次の一文が付加された。

第五章 研究科

研究科ニ於テ管樂又ハ絃樂ヲ修ムル者ニハ管絃樂合奏ヲ其他ノ者ニハ合唱ヲ課ス

〔前掲書 四三頁〕

入学科に關しては第二十八条に以下が付加された。

第七章 入學

假入學ヲ許可セラレタル者ハ指定ノ期限内ニ入學料金參圓ヲ納付スヘシ既納ノ入學料ハ如何ナル場合ニモ之ヲ返付セス

〔前掲書 四五頁〕

上記第十一條の改正に關する資料を掲げておく。掲載は『東京音樂學校規則 第二冊』に綴られている順にしたがう。なお、「東京音樂學校規程」第七條第二項が、「東京音樂學校學則」第十一條の内容に該当する。

音庶第一六八號

東京音樂學校規程中改正ニ付上申

明治四十二年四月文部省令第十三號東京音樂學校規程中別案ノ通告正相成度此段上申候也

追テ本改正ハ客月二十四日音庶第一六三號上申ニ係ル本校學則中改正ニ伴フモノニ有之申添候

昭和八年十二月一日

東京音樂學校長 乘杉嘉壽印

文部大臣 鳩山一郎 殿

備考

電話ヲ以テ打合セタル處經費豫算ニハ關係無之旨回答アリタリ

〔備考は手書きで書き加えられている〕

東京音樂學校規程中改正案

第七條第二項中「ヴァイオリン」ノ次ニ「管樂」ヲ加フ

附 則

第七條第二項中ノ改正ハ

ヨリ施行ス

〔参照〕 現行規程第七條第二項

甲種師範科生徒ニハ隨意科トシテオルガン、ヴァイオリン、美學、音響論及獨語ヲ授クルコトヲ得

〔改正ヲ必要トスル理由〕



最近音樂ノ普及發達ニ件ヒ中等諸學校ニ於テ生徒ノ管樂團ヲ有  
スルモノ少カラサルヲ以テ卒業後就職學校ニ於テ之カ指導上本  
校在學中管樂ヲ履修シ得ル途ヲ開カントスルニ在リ

(和文タイプ)

東音專一五號 裁決定1月13日 發送1月13日

昭和八年十二月十六日起案

東京音樂學校規程中改正ノ件

省 令 案

文部省令第一號

東京音樂學校規程中左ノ通改正ス

九年一月十六日

文 部 大 臣

第七條第二項中「ヴァイオリン、」ノ次ニ「管樂、」ヲ加フ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(参照)

現行規程第七條第二項

甲種師範科生徒ニハ隨意科目トシテオルガン、ヴァイオリン、美  
學、音響論及獨語ヲ授クルコトヲ得

理 由

最近音樂ノ普及發達ニ件ヒ中等諸學校ニ於テ生徒ノ管樂團ヲ有スル

モノ少カラサルヲ以テ卒業後就職學校ニ於テ之カ指導上本校在學中  
管樂ヲ履修シ得ルノ途ヲ開カントスルニ在リ

(手書き)

音庶第一六三號

學則中改正ニ付上申

本校學則中別紙ノ通改正致度此段及上申候也

追テ本改正ハ現在ノ設備及職員ヲ以テ實施シ得ヘキヲ以テ經費豫

算ニ關係無之候

昭和八年十一月二十四日 東京音樂學校長 乘 杉 嘉 壽 印

文部大臣 鳩 山 一 郎 殿

東京音樂學校學則中改正案

第十一條中「ヴァイオリン、」ノ次ニ「管樂、」ヲ加フ

附 則

第十一條中ノ改正ハ昭和九年一月十六日ヨリ施行ス

〔いったん「昭和八年十二月十日」とタイプされた後、日付が変更され、欄外に  
「申出ニ依り施行期日ヲ昭和九年一月十六日ト訂正ス」と手書きで書き込まれて  
いる〕

(参照) 現行學則第十一條 甲種師範科ニ在リテハ第八條ノ學科目

ノ外隨意科目トシテ左ノ學科目ヲ課スルコトアルヘシ

オルガン、ヴァイオリン、美學、音響論、獨語

(改正ヲ要スル理由)

最近音樂ノ普及發達ニ伴ヒ中等諸學校ニ於テ生徒ノ音樂團ヲ有スルモノ少カラサルヲ以テ卒業後其ノ就職學校ニ於テ之カ指導上在學中音樂ヲ履修シ得ル途ヲ開カントスルニ在リ  
〔和文タイプ〕

東音專一四號 裁決定1月20日 發送1月20日

昭和九年一月十六日起案

學則中改正ノ件

指 令 案

東京音樂學校

昭和八年十一月二十四日音庶第一六三號申請學則中改正ノ件許可ス

年一月十六日付

大 臣

備考

東京音樂學校規程改正二件ヒ學則中ヲ改正セントス

即チ甲種師範科隨意科目中新ニ「管樂」ヲ加フ

一月十六日(省令公布ノ日)ヨリ實施セントス (手書き)

〔この書類の冒頭欄外に「至急」の印が押されている〕

(以上四点とも「自大正十四年三月至昭和二十三年 東京音樂學校規則 第二册」)

また上記學則第二十條、第二十八條、ならびに聴講生規程改正について、東京音樂學校が文部省に提出した案は次のとおり。(聴講生規程についても同一文書で取り上げられているのでここであわせて掲載する)。

東京音樂學校學則中改正案

第二十條ニ左ノ一項ヲ加フ

研究科ニ於テ管樂又ハ絃樂ヲ修ムル者ニハ管絃樂合奏ヲ其他ノ者

ニハ合唱ヲ課ス

第二十八條ニ左ノ二項ヲ加フ

假入學ヲ許可セラレタル者ハ指定ノ期限内ニ入學料金參圓ヲ納付

スヘシ

既納ノ入學料ハ如何ナル場合ニモ之ヲ返付セス

附 則

第二十條中ノ改正ハ昭和八年五月二十日ヨリ第二十八條中ノ改正ハ

昭和九年四月一日ヨリ施行ス

(改正ヲ要スル理由)

第二十條中ノ改正ハ生徒ノ學修上其ノ必要ヲ認ムルニ由ル

第二十八條中ノ改正ハ從來本校ニ於テハ入學料ヲ徴收セサリシモ

昭和九年度ヨリ之ヲ徴收セントスルニ由ル

(參照) 現行規定

第十八條適要 研究科ヲ分チテ聲樂部、器樂部及作曲部トス其ノ

學科目左ノ如シ

器樂部 器 樂 ピアノ、オルガン、ヴァ  
イオリン又ハセロ

第二十條適要 第十八條ノ學科目ノ外隨意科トシテ左ノ學科目ヲ

課スルコトアルヘシ

管絃樂用器樂、(以下省略)

第二十八條 入學試験ニ合格シタル者ハ假入學ヲ許シ三箇月以内  
資性、品行及學力成績ヲ考察シ適當ト認メタルモノニ限り本入  
學ヲ許可スルモノトス

東京音樂學校聽講生規程中改正案

第五條中「本校學則」ノ次ニ「第二十條第二項」ヲ加フ

附 則

第五條中ノ改正ハ昭和八年五月二十日ヨリ施行ス

(改正ヲ要スル理由)

學則第二十條中改正ヲ要スル理由ニ同シ

(参照) 現行規定

第五條 聽講生ニハ本校學則第二十條第二項、第二十三條、第  
二十四條、第二十六條、第二十七條、第三十五條、第三十六  
條、第五十九條及第六十條ヲ準用ス但シ本科、甲種師範科又  
ハ第四臨時教員養成所ノ卒業者若ハ選科修了者ニシテ聽講生  
トシテ入學セントスルモノハ入學願書ノ外第二十六條ノ書類  
ヲ差出スニ及ハス又受檢料ヲ納付スルニ及ハス(和文タイプ)

(前掲書)

文部省側の文書は次のとおり。

東音專八號 裁決定5月30日 發送5月30日

昭和八年五月十九日起案

東京音樂學校學則並聽講生規程中改正ノ件

指 令 案

東京音樂學校

昭和八年五月六日音庶第五號申請學則並聽講生規程中改正ノ件許  
可ス

年 月 日

文 部 大 臣

備考

(一) 研究科ニ於テ管樂又ハ絃樂ヲ修ムル者ニハ管絃樂合奏ヲ其ノ他  
ノ者ニハ合唱ヲ課セントス。

(二) 明年度ヨリ入學料ヲ徴收セントス。

施行期日ハ(一)ハ昭和八年五月二十日 (二)ハ昭和九年四月一日ヨリ施  
行ス

(手書き)

(前掲書)

参考資料として『昭和八年度東京音樂學校年報』甲款より「規程」  
「生徒表」「生徒卒業後ノ狀況表」を載せる。「生徒表」中、選科能樂  
選修者ノ欄には第一学年のみ女子が入學していることが記されている。  
また本科作曲部には第一学年に男女各一名が在籍していることがわか  
る。

昭和八年度東京音楽学校年報取調條項

甲 款

規 程

文部省令ヲ以テ本校規程中甲種師範科ノ隨意科目ニ「管樂」ヲ加ヘラレタルニ依リ學則中關係條項ヲ改正シ又研究科生徒ニハ必ス管絃樂合奏又ハ合唱ヲ課シ尙一般ニ假入學ヲ許可シタル者ヨリ入學料ヲ徴收スルコトニ改メタリ

聽講生規程中改正シ聽講生ニモ研究科生徒ト同様ニ管絃樂合奏又ハ合唱ヲ課スルコトトセリ

選科規程中其ノ學科目中「能樂謠、仕舞、太鼓又ハ囃子」ヲ「能樂謠、仕舞、太鼓又ハ小鼓」「箏曲」ヲ「箏曲、箏又ハ三絃」ニ改メ且各學科目選修者ノ入學期、能樂及箏曲ノ各科併修者ノ併修制限、檢定料及授業料ニ關スル規定ヲ改正セリ

文書整理規程中改正シ公文書ノ淨寫及發送ハ總テ庶務課ニ於テ之ヲ行フコトトセリ  
(和文タイプ)

昭和八年度東京音楽学校年報乙號表

一、生徒表

計	科 究 研				學 科	合 計	入 學 者	卒 業 退 學	死 亡
	作曲部	器樂部	聲樂部	聲樂部					
女男	女男	女男	女男	女男	第一學年	二六	一〇六	五	
七六	一一	四五	二		第二學年	一一	一一	二	
五		二	三		第三學年	六五	六五	三	
					合計	二二六	一〇六	一〇六	五三
					貸費給費自費計	一一	一一	二	
					志願者	六五	六五	三	
					入學者	六五	六五	三	
					卒業退學	二	二	一	
					死亡				三

科		選													能樂謠子科		聽講生		豫科		甲種師範科		計		科 本									
(山田流)	全大鼓	全小鼓	全仕舞	能樂謠	作曲	管(クラ)	セロ	ヴァイオリン	オルガン	ピアノ	唱歌	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男			
五	一	一一	二	二	四七	一三	三〇	三五	一	三	二	一〇	一	一三四	一六	四〇	一七	三	一七八	二五	二一〇	二二	二二	一一	一六八	五二								
				二〇	三八		三	七	三	一	一三六	八	二二	七	二	九九		二四	二九		一六七	六二												
八				一九			一二	六七	一一	六三	五	六	四	五				二三七	一八七		一二六	六一												
一三	一二	二	四七	一三	六九	六	一三	一一	八	二六	二二	三	一	三四	三一	七〇	二九	一〇	二六七	二五	二二	六四	三三	六二	二七	一一	四四	二一	一七五					
一三	一二	二	四七	一三	六九	六	一三	一一	八	二六	二二	三	一	三四	三一	七〇	二九	一〇	二六七	二五	二二	六四	三三	六二	二七	一一	四四	二一	一七五					
六	一二	三	四八	一三	三三	三	一一	一	四	一四	二四	三		一五四	二九	五四	三七	三	一九〇	一三六	一七五	一一	一一	一一	一六八	五二								
六	一二	三	四八	一三	三一	三	一一	一	四	一四	二四	二		一五〇	二五	五一	三五	三	一九〇	二五	一一	一一	一一	一一	一六八	五二								
四除				除	除			三	四	除	除	除	除	二四	五	三	二	二	三一	二五	一一	一一	一一	一一	一一	二六	六一							
一三				一二	三六			二二	二九	二二	三〇	二		三〇	一〇	九	二		九	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一

合計	計		長唄		全 (生田流) 女男
	女	男	女	男	
女男	女	男	女	男	女男
一〇三七	二二九	九四	一七	一	七
一七七	二〇二	五一	二七	二	六
五	一四三	二五	四	七	一
九四	一六二	二六	八	二	四
	二六	一四	七	九	一
	七三	五八	七	九	一
	七三	五八	七	九	一
	六六八	二八八	二二	二	一〇
	三七三	二八〇	二二	二	一〇
	一四二	一六	六	三	四
	一〇八	除一七二	除一四八	除一九	九
	一	一	一	一	一

昭和八年度東京音楽學校年報乙號表 半途退學明細表

選科	能樂		聽講生	豫科	甲種師範科	計	本科			計	研究科			類別
	女	男					作曲部	器樂部	聲樂部		作曲部	器樂部	聲樂部	
女男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	女	男	女	男	女
一〇三七			七二		一	一一			一	一	三		二	一
一七七			二		一									
五														
九四														
					二									
四四八					一	一								
二														
一七四			九二		一	一一			一	一	三		二	一

合計	女	男
一四〇	一三	一
二〇七		
五一		
九四		
二		
四五〇		
二		

(備考)  
一、本科及豫科ノ除名ハ成業ノ見込ナキニ因ル  
二、選科除名者ハ授業料ヲ納付セザルニ因ル

昭和八年度東京音楽學校年報乙號表 入學試驗合格者 修業學校別表

合計	甲種師範科		豫科	
	女子實業學校卒業	高等女學校四年修了	女子師範學校卒業	高等女學校四年修了
三八	一	一五	一	二
三七		一一		二
				九

二、生徒卒業後ノ狀況表

本校職員	種別		取調掛	元音	元專	元師	聲樂部	器樂部	師甲	師乙	元小	研究	選科	能子	計
	女	男													
二	三	九	五	一三	一	四	二〇	二〇	四五	五九					

實業者	在外研究者		官公吏		私立大學教員		各種學校教員		實業學校教員		小學校教員		高等學校教員		中學校教員		師範學校教員		官立學校職員		本校再入學(其他)		本校再入學(研究科)	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
						一	一	二																
												二	二	四				二	一					
													二	一										
		一	二					九	六				三	二〇	六		一	一	二	二	一	二	四	一
	二	二	一					二六	二九			二	一四	二	一六	二	三	六	一四	二	二	〇	三〇	一
								四	六	一	一	四	二	四	一八	一	五	二	四	六	四	一	二	一
									一				二	一	五							二	一	
	三	三	三					八	六	一	一	一	二	〇	二		二	三	一	三	三	二		
	一	六	六					一〇	一	一				二五	九		五	二	三	六	八	一	二	一

本年度ニ於ケル生徒卒業證書授與式ハ三月二十二日之ヲ舉行シ本科卒業生參拾名(内聲樂部卒業生八名、器樂部卒業生貳拾貳名)及

甲 款  
概 況

昭和九年度東京音樂學校年報取調條項

昭和九年〜十年  
改正なし。『年報』より「概況」と「規程」を掲載する。

(表中の「支」は「支那人」)

(手書き)

合計	死亡		不詳		無職		家庭		藝術家		
	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
七	一三	三	六	一			三				一
四二	三三	一一	四	四			一九				
二一八	三三五	六	一七	一	五		九				一
一一五	三九	六	四	五	一	四	二九		八	一三	
一〇二	一四〇	一八	一三	二八	二七	四	九〇	七	二	二	
四八八	二〇一	四〇	一五	三七	六	五	一六九				
二六六	一五二	二二	一四	二三八	二〇九						
三二	三二			三二	三二						
一八五	六五	六	四		九		二八	六	一六	一	
三七	三九五	一〇	三	三七	三九五						
	二五		三								二
一、六六五	八一〇	一一	九二	七二六	二八九	一三	三四八	二二	四五	一	

甲種師範科卒業生參拾名ニ對シ夫々卒業證書ヲ授與シ併セテ研究科、聽講生及選科修了生ニ對シ各修了證書ヲ授與シタリ

本年度ニ於テ特記スヘキハ 皇后陛下本校ニ行啓ノ光榮ニ浴シタルコトナリトス即チ 陛下ニハ四月貳拾壹日午後壹時本校ニ著御アラセラレ奏樂堂ニ於テ職員生徒ノ謹奏ニ係ル 皇太子殿下御誕生奉祝歌其他ノ邦樂竝ニ洋樂ヲ聽召サレ同四時還御アラセラレタリ而シテ當日ハ

照宮成子内親王殿下モ始メテ本校ニ御台臨ヲ忝ウシ且 秩父宮妃殿下ヲ始メ 皇族殿下ノ御台臨ヲ仰キ朝野多數ノ諸名士モ亦陪聽ノ恩惠ヲ蒙リタリ尙當日ハ本校内ニ設置セラルル上野兒童音樂學園在學兒童モ御前演奏ノ光榮ニ浴セリ

毎年定例トシテ開催スル定期演奏會及年度内ニ於テ開催シタル主要ナル各種演奏會左ノ如シ

演奏會名稱	開催月日	會場
研究科修了演奏會	四月廿八日	本校奏樂堂
選科邦樂修了演奏會	四月廿九日	本校奏樂堂
皇后陛下御前演奏披露演奏會	五月 八日	日比谷公會堂
第七拾壹回音樂演奏會	六月十六日	日比谷公會堂
春季能樂演奏會	六月 卅日	觀世會能樂堂
第七拾貳回音樂演奏會	十月卅一日	日比谷公會堂
選科邦樂演奏會	十一月十七日	本校奏樂堂
第七拾參回音樂演奏會	十二月十六日	日比谷公會堂
第七拾四回音樂演奏會	二月十六日	日比谷公會堂
卒業演奏會	三月廿二日	本校奏樂堂

又本年度ニ於テハ本校ノ音樂演奏ヲ初メテ外國ニ放送セリ即チ十月三十日獨逸國ニ十二月二十三日英吉利國ニ之ヲ放送シタリ

尙右ノ外本校生徒ノ組織スル學友會主催ニ係ル演奏會ヲ開催スルコト七回、本校内設置ノ上野兒童音樂學園第壹回演奏會ヲモ開催シタリ

本年度ニ於テ生徒ノ地方出張演奏ヲ兼ネタル修學旅行ヲ行フコト四回ニシテ北海道ニ旅行シタルコト邦樂ノ地方出張演奏ハ何レモ之ヲ嚙矢トス

其ノ演奏會開催地左ノ如シ

橫濱市	六月 二日
仙臺市	九月 廿日
小樽市	九月廿二日
札幌市	九月廿三日
旭川市	九月廿四日
秋田市	九月廿六日
橫濱市	十一月十日
大阪市(邦樂)	一月十二日
京都市(邦樂)	一月十三日

規程  
本年度内ニ於テ學則其他規程ノ改正ヲ行ヒタルモノナシ

(和文タイプ)

昭和十年〜十一年

前年度に引き続き改正なし。『年報』より「概況」と「規程」の項。

昭和拾年度東京音楽學校年報取調條項

甲 款

概 況

本年度ニ於ケル生徒卒業證書授與式ハ參月貳拾貳日之ヲ舉行シ本科卒業者參拾貳名（内聲樂部卒業者五名、器樂部卒業者貳拾五名、作曲部卒業者貳名）及甲種師範科卒業者參拾參名ニ對シ夫々卒業證書ヲ授與シ併セテ研究科、聽講生及選科修了者ニ對シ各修了證書ヲ授與セリ而シテ本科作曲部ニ於テ卒業者ヲ出シタルハ本年度ヲ以テ嚙矢トス又本年度ニ於テ初メテ本科器樂部卒業者中管樂專修者ヲ出セリ

毎年定例トシテ開催スル定期演奏會其他年度内ニ於テ開催シタル主要ナル演奏會左ノ如シ

演奏會名稱	開催月日	會 場
日暹交驩演奏會	四月十六日	本校奏樂堂
研究科修了演奏會	四月廿七日	本校奏樂堂
選科邦樂修了演奏會	五月 一日	本校奏樂堂
選科洋樂春季演奏會	六月 八日	本校奏樂堂
第七拾五回音樂演奏會	六月拾五日	日比谷公會堂
能樂演奏會	六月拾六日	觀世會能樂堂
第七拾六回音樂演奏會	拾月拾參日	日比谷公會堂
選科洋樂秋季演奏會	拾壹月九日	本校奏樂堂

選科邦樂演奏會

拾壹月貳日

本校奏樂堂

第七拾七回音樂演奏會

拾貳月拾四日

日比谷公會堂

第七拾八回音樂演奏會

貳月拾五日

日比谷公會堂

卒業演奏會

參月廿貳日

本校奏樂堂

右ノ外本校生徒ノ組織スル學友會ノ主催ニ係ル演奏會ヲ開催スルコト七回本校内設置ノ上野兒童音樂學園第二回演奏會及其ノ卒業演奏會ヲモ開催セリ

本年度ニ於テ生徒ノ地方出張演奏ヲ兼ネタル修學旅行ヲ實施スルコト四回ニシテ九州地方ニ出張演奏ヲ行ヒタルハ之ヲ以テ最初トス其ノ演奏會開催地左ノ如シ

新潟市	六月廿九日
鳥取市	拾月拾五日
松江市	拾月拾六日
山口市	拾月拾七日
福岡市	拾月拾八日
長崎市	拾月拾九日
佐賀市	拾月貳拾日
熊本市	拾月廿一日
大分市	拾月廿二日
水戸市（邦樂）	拾壹月九日
橫濱市（邦樂）	拾壹月卅日

規 程

本校能樂囃子生徒養成規程ニ依ル生徒ハ其ノ當初即チ大正元年以



來社團法人能樂會ニ教育ヲ委託セシカ本年度限り委託ヲ解除セリ  
其他年度内ニ於テ學則及規程等改正シタルモノナシ (和文タイプ)

文部大臣 平生 鈞三郎 殿

東京音樂學校規程中改正案要旨

(四) 昭和十一年度〜十五年度

昭和十一年〜十二年

六月、文部省令第十一号により邦樂科が設置された。この件につき東京音樂學校が文部大臣宛に提出した文書は四通残されている。

- 一、音庶第七二号。昭和十一年六月一日付「東京音樂學校規定中改正案」
  - 二、音庶第七三号。昭和十一年六月一日付「東京音樂學校學則中改正案」
  - 三、音庶第八五号。昭和十一年六月九日付「邦樂科生徒入學期日ニ關スル件具申」
  - 四、音庶第八五号(三と同じ番号)。昭和十二年六月十日付「邦樂科生徒入學期日ニ關スル件依頼」
- 六月二十日付、文部省令第一一号により邦樂科設置に伴う則程改正が行われた。  
一〜四までの文書と文部省令第一一号を次に掲げる。

音庶第七二號

規程改正ノ件上申

本學年度ヨリ本校ニ邦樂科ヲ設置ニ付明治四十二年四月二十九日文部省令第十三號東京音樂學校規程中別案ノ通改正相成度此段上申候也

昭和十一年六月一日

東京音樂學校長 乘杉嘉壽印

一、本改正ハ專門學校令第七條ノ規定ニ據リ新ニ邦樂科ヲ設置スル

ニ由ル

二、邦樂科ノ修業年限ヲ三年、學科目ヲ修身、能樂又ハ絃曲、音樂理論、音樂史、國語、外國語及體操ノ七科目トシ外ニ隨意科目ヲ置キ學修上ノ必要ニ應シテ之ヲ兼修スルコトヲ得シム

三、入學資格ハ中學校第四學年又ハ高等女學校第四學年ヲ修了シタル者若ハ之ト同等以上ノ學力ヲ有スルモノトスルモ學科ノ性質上特ニ樂才アリト認ムルモノノ入學ヲ許可ス

四、邦樂科卒業生ノ爲研究科ニ邦樂部ヲ設ク其ノ修業年限ヲ二年トス

五、研究科邦樂部ノ學科目ハ能樂又ハ絃曲トシ外ニ隨意科目ヲ置キ研究上ノ必要ニ應シテ之ヲ兼修スルコトヲ得シム

六、研究科邦樂部ノ入學資格ハ邦樂科卒業生トス但シ邦樂科ト同シク特ニ樂才アルモノノ入學ヲ許可ス

七、入學、卒業、除籍、試業及授業料等ニ關スル規定ハ總テ豫科及本科ニ準シテ之ヲ定ム

明治四十二年四月二十九日文部省令第十三號

東京音樂學校規程中改正案

第一條中「本科及師範科」ヲ「本科、師範科及邦樂科」ニ改ム  
第八條ノ二 邦樂科ノ修業年限ハ三箇年トス